

43060

教科書文庫

4
210
51-1916.
25000 28556

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

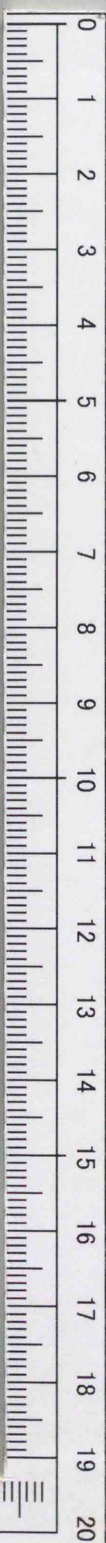
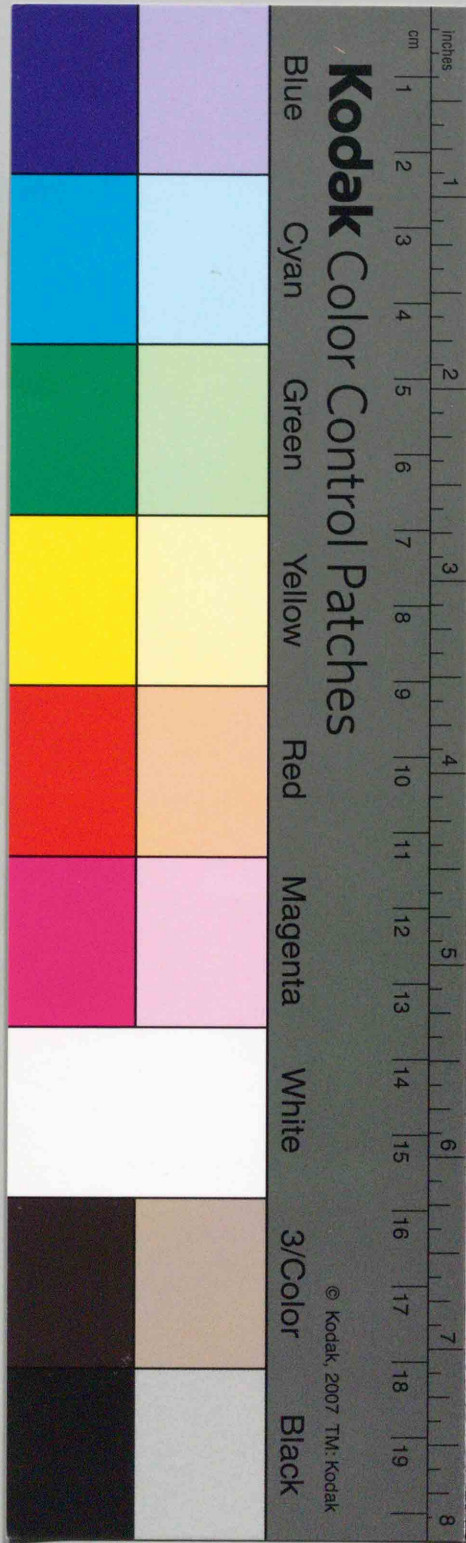


© Kodak, 2007 TM. Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM. Kodak



教科
51-
2500



師範學校
歴史教科書
日本歴史
中卷



教科書文庫

4

210

51-1916

2500028556

日五十二月二十年五正大
濟定檢省部文

用校學範師
書科教史歷

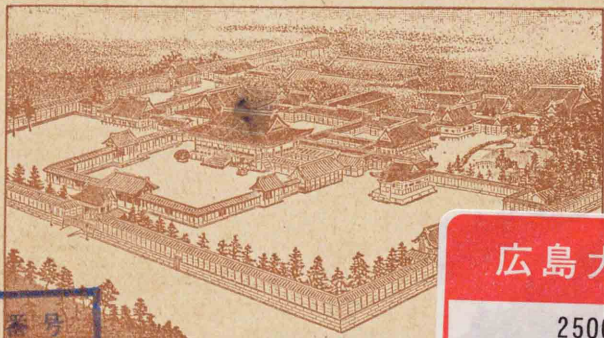
史歷本日

版改年六正大

卷 中

授教校學範師等高京東

編 造 米 岸 峰



広島大学図書

2500028556



登録番号	28556
分	375.932
類	M

京 東
社 會 資 合
館 盟 六

師範學校
歴史教科書

日本歴史 中卷

(大正六年
改訂版)

目次

第六篇	關原の役より明治戊辰の役に至る	〔自一頁 至九頁〕
第一章	徳川家康 關原の役	一
第二章	江戸幕府の創立 豊臣氏の滅亡	五
第三章	徳川家光	一〇
第四章	海外諸國との交通 天主教の禁 島原の亂	一四
第五章	徳川綱吉	一三
第六章	文教の振起	二六
第七章	新井君美 徳川吉宗	三六
第八章	寛政の治	四〇

第九章 國學の勃興 尊王論…………… 四

第十章 西洋學術の傳來…………… 五一

第十一章 露國人の來航 海防論 蝦夷地の開拓…………… 五七

第十二章 亞米利加合衆國使節の來朝 開港攘夷の論

和親條約…………… 六

第十三章 假條約 安政の大獄…………… 七一

第十四章 長州征伐…………… 七九

第十五章 大政奉還…………… 八四

第十六章 伏見鳥羽の戰 明治戊辰の役…………… 九〇

概括…………… 九六

年表

系圖索引

德川氏系圖 (一)…………… 二

德川氏系圖 (二)…………… 四

德川氏系圖 (三)…………… 七

豐臣氏系圖…………… 八

皇室御系圖…………… 九五

師範學校
歴史教科書

日本歴史

中巻目次終

師範學校
歴史教科書

日本歴史

中巻

(大正六年
改訂版)

峯岸米造編

第六篇 關原の役より明治戊辰の 役に至る

第一章 徳川家康 關原の役

徳川氏の漸大

第百六代後陽成天皇の慶長三年(三二五八)豊

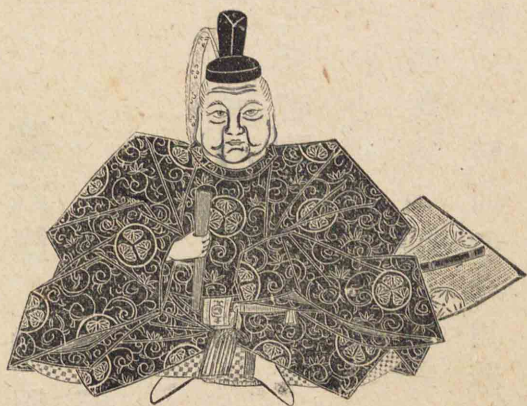
臣秀吉薨ずるや、天下は自ら徳川家康の手に歸すべき勢となれり。徳川氏は、もと松平氏と稱し、三河の一豪族なり。その先、源義家の孫新田義重より出づと稱すれど、確かならず。家康、初め駿河の今川義元に依りしが、義元の敗亡後、織田信長

徳川氏の家系

海道一の弓

徳川家康
狩野探幽
筆東京上
野寛永寺
藏

家康關東に封ぜらる



や、家康は、その舊領關東に封ぜられて、居城を江戸に定め、よく秀吉に順事して、ひそかに勢力を養ひ居たり。



徳川氏系

(一)

源義家—義國—新田義重

徳川義季（正徳）松平廣忠 徳川家康

徳川氏はその出自を詳かにせず
今姑く世の傳ふる所に従ふ

養ひ居たり。

秀吉薨後の形勢

初め秀吉、關白職を養子秀次に譲りしが、後、故ありて、こ

秀吉秀頼を嗣とす

秀吉五大老五奉行に後事を託す

家康利家の位置

前田利家
越中國光
禪寺藏

形勢不穩

三成等の陰謀

關ヶ原の戦は小牧の役より十六年後

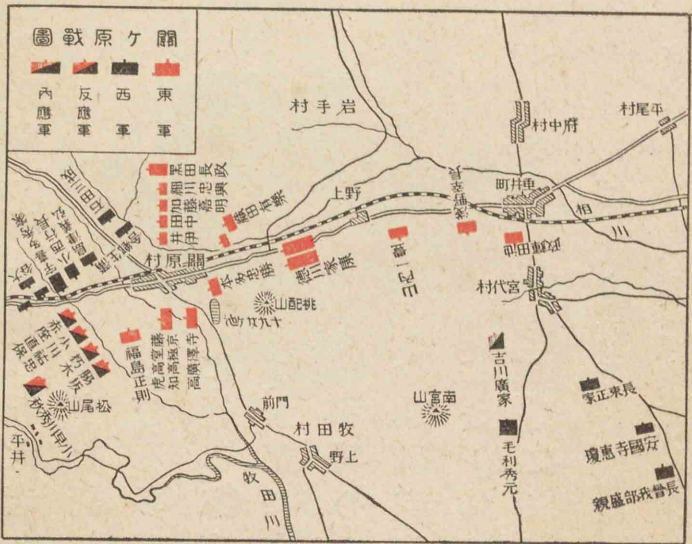


關ヶ原の戦

れに死を賜ひ、幼年なる實子秀頼を嗣とせり。既にして、秀吉病み、遂に自ら起たざるを知るや、家康前田利家毛利輝元宇喜多秀家上杉景勝の五大老と、石田三成以下の五奉行とに後事を託し、心を協せて、秀頼（時六年）を輔けしむる事としたり。よりて、秀吉薨後、遺命に従ひ、家康は、伏見に居て、政務を視、利家は、大阪に在りて、秀頼を輔佐しけるが、諸將相疑ひ、その間、とかくに親和せず、たまたま、利家、病みて薨じければ、形勢、益、險惡になりゆけり。

かかると間に、家康の威權、益、加はりて、豊臣氏をも壓せんばかりなりければ、三成、深くこれを憂へ、遂に輝元秀家景勝等と結び、東西相應じて、家康を撃たんと謀り、景勝

家康の會津征伐と三成等の舉兵
伏見落城
關原の會戰
西軍敗北



きて東軍に應じければ、西軍、遂に大いに敗れ、三成以下、或は死し、或は捕へられ、景勝も、つぎて降り、霸權、全く家康に歸せ

まづ領地會津に歸りて、軍備を修めたり、慶長五年(三二六〇)家康、親ら將として、景勝討伐に向ふ。三成、その虚に乗じ、大いに諸大名をかたらひ、輝元を首領に推して、兵を擧げ、まづ伏見城を攻めてこれを陥れ、進みて美濃に入りぬ。家康、急報を得て、下野の小山より引還し、西軍と關原に會戰せり。戰酣にして、小早川秀秋、叛

り。故にこの役をば、天下分け目の戰とはいふなり。

戦後の處置 家康、眼中、既に豊臣氏なく、大いに戦後の賞罰

を行ひ、西軍諸將の地を削り、或はこれを没收して、有功諸將に分與し、且、諸大名の配置を改め、要地には、概ね徳川氏の親族または譜代大名を置き、外様大名をば、多く僻遠の地に移し、また擅に豊臣氏の食邑を定め、攝津・河内・和泉の内六十五萬石を以て、これに充てたり。是に於て、豊臣氏も、また一の大名家たるに過ぎざる有様となり、ただ爵位の比較的に貴くして、朝廷の優遇の他に勝れると、秀吉の餘威によりて、公卿諸大名等の崇敬の、なほ舊に仍れるとあるのみなりき。

諸大名の配置
豊臣氏の地位

第二章 江戸幕府の創立 豊臣氏の滅亡

江戸幕府の創立 關原の役後三年、即ち後陽成天皇の慶長八

幕府の開始
室町幕府滅
亡後三十年

年(三三三)徳川家康、征夷大將軍に拜せられ、幕府を江戸に開く。天正元年、室町幕府の亡びしより、三十年にして、また幕府あり。これより、海内の政令、悉く關東より出づることとなれり。

家康の駿府退居

家康秀忠の業

家康、在職三年にして、征夷大將軍を辭し、世子

課役

參勤と江戸置邸

秀忠、これを襲ぐ。既にして、家康、駿府(静岡)に退居し、大事は、なほ自ら決したり。世、家康を稱して大御所といふ。家康父子、屢諸大名に課して、江戸城その他の城郭を修築せしめ、且、これをして江戸及び駿府に參勤せしむ。諸大名、また、漸次、邸第を江戸に置き、遂に妻子をここに移すに至れり。

豊臣氏舊業恢復の企圖

大阪にては、秀頼の傳片桐且元、深く時勢を察して、主家のために深憂を懷く。然るに、秀頼の生母淺井氏(徳川氏に屈下するを屑とせず、寵臣大野治長等と

淀君の希望

家康の態度

片桐且元
山城國大徳寺中玉林院

大佛の摧破とその再建



謀り、いかにもして、豊臣氏の舊業を恢復せんと欲せり。家康は、その孫女を秀頼に妻せ、また自ら秀頼と會見するなど、表面、頗る無事を装ひたりしが、たまたま方廣寺鐘銘事件起り、豊臣氏の滅亡をはやめたり。

方廣寺鐘銘事件

初め秀吉、大佛を作り、これを京都の方廣寺に安置せしが、慶長元年、地震のために摧破せり。

秀頼、家康の勧めに従ひて、これを再建し、第七代後水尾天皇の慶長十年(三三三)將に供養の式を擧げんとせり。然るに、家康は、その新造の鐘の銘に國家安康等の句あるを怒り、遽かにその式を停めしめ、百方陳謝せる且元等の言をも聽かざりき。是

鐘銘に對する家康の態度

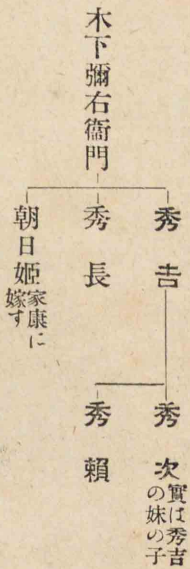
大阪舉兵

に於て、かねて、家康の行動に不満を懐ける大阪の人人は、遂に秀頼に勧めて、兵を挙げしめたり。

豊臣氏滅亡

家康秀忠、乃ち大軍を發して、大阪城を圍む。城將眞田幸村、木村重成、後藤基次等よく防ぎ、十二月、一たび和成り

豊臣氏系圖



冬の役

夏の役

豊臣氏の滅亡は山崎合戦より三十三年後

元和偃武

ぬ。然るに、講和條件なる城濠埋填の事を實行するに當り、これこれ意見の相違せる所ありて、翌る元和元年、大阪方の將士、再舉せしかば、家康父子、また、これを攻め、五月、全く豊臣氏を滅ぼしたり。前役を大阪冬の役といひ、後役を大阪夏の役といふ。これより、天下、全く徳川氏に服し、兵革、永く熄みければ、世にこれを元和偃武といふ。

家康と朝廷

家康は、朝廷を尊び、皇居及び仙洞御所を修造



大坂夏の役の光景

元和元年、大阪方、再舉するや、五月、徳川家康父子、兵を率ゐて、大阪に向ひ、六日、國分道明寺及び八尾若江の戦、七日、天王寺、岡山の戦に於て、大阪方、全く敗れ、八日、城陥り、豊臣秀頼等自殺す。本圖は、落城前に於ける城門の内外の状況を畫けるものにして、甲冑を着けざるもの多きこと、槍、鐵砲の盛んに用ひられしこと等、當時、戦争の状況を徴すべきもの、頗る多し。この原圖は、役後、家康より、江戸城留守居たりし最上家親に贈れるものなりと傳ふ。後、山形興禪寺に傳はりしが、明治二十七年、同市大火の際、烏有に歸せり。ここに示せるは、東京帝國大學文料大學史料編纂掛が、その模寫數種を校合して作りたる圖に據りたるなり。

家康の尊王

武家諸法度の初めの二條
崇傳自筆
京都南禪寺金地院所藏に據る

朝廷政治の實權なし

武家諸法度

公家法度

武家諸法度

一文武了馬道事可相嗜幸
尤文右武古法也不可不並備矣馬是武家之要紀也早兵爲凶器不得已而用之治不忘乱何不勵欣練乎
一可制群飲佚遊幸
令條取裁嚴制殊重耽好色業情奕是之國
く基也

その豊臣氏を滅ぼすや、僧崇傳等の立案せる武家諸法度を發して、諸大名の遵守すべき所を示し、また公家法度（禁中方御條目又は禁裏向御法式ともいふ）を定めて、皇族・公卿等をも檢束し、以て益、幕府の威權を加へたり。

し、供御の料を豊かにし、廢典を興したるなど、頗る意を用ふる所ありき。されど、政治上の實權に至りては、常に自らこれを掌握し、

第三章 徳川家光

幕府の發達

大阪落城の翌年、徳川家康薨ず。二代秀忠、謹厚にして、政に勵み、よく守成の業を成して、これを子家光に傳へたり。家光、性豪邁、度量あり、土井利勝、松平信綱、阿部忠秋等の諸名臣を用ひ、よく諸大名を威服し、參勤交代の制を嚴にし、また大いに幕府の職制を整へ、殊に深く民政に心を用ひしかば、幕府の威權と、その民政の大本とは、この時に定まればり。

幕府の職制と地方諸職

幕府の重職には、大老、老中、若年寄あり。老中、政を執り、若年寄、これを助く。大老は、老中の上に立ち、將軍を輔佐し、政務を總括するものなれど、必ずしも常置せず。また別に大目付、目付ありて、監察、糾斷を掌り、三奉行として、

家康の薨去

秀忠の守成

大名統御策

幕府職制の
整頓とその
民政

大老、老中、若年寄

大目付、目付

三奉行

徳川家光
申京帝國
大學版
に據る



寺社奉行、町奉行、勘定奉行の要職ありて、寺社に關する事、江戸の市政に關する事、及び、幕府の財政に關する事を分擔し、兼ねて訴訟裁判の事に當る。また地方には、禁裏を守護し、關西を控制せる京都の所司代を始めとして、二條に在番、大阪、駿府に城代あり。京都、大阪等に町奉行あり。佐渡、伏見、長崎、日光、山田等に奉行あり、以て各、その地方の政務を扱へり。

封建制度

すべて封地の一萬石以上のものを大名と稱し、家門、譜代、外様等の別を設く。家康以來、深くその配置に注意し、大小相交へ、親疎相制せしめ、且、幕府直轄の地をば、その間に交へ置き、郡代、代官をして、これを管

大名

天領

政權分配に對する措置

旗本

後水尾天皇
京都泉涌寺藏

家康の希望



せしめたり。政權の分配にも、また大小強弱、相控制する策を取り、位高きものは、權勢を殺ぎ、縁故の近きものは、祿を薄くし、職權の盛んなるものは、位を卑くす。およそ幕府の重職には、主として家門若しくは譜代の大名を用ひ、餘は大抵旗本の士を採用す。旗本は、知行萬石以下にして、御目見以上なる徳川氏の家臣なり。

東福門院の入内

初め家康、藤原氏平氏等の先例に倣ひ、皇室の外戚となりて、益幕府の基礎を固めんと欲し、藤堂高虎及び所司代板倉勝重等をして、しきりに宮中に周旋せしめたりき。後水尾天皇、遂にこれを許したまひ、家康の

和子入内

薨後四年に、秀忠の女和子を納れて女御となし、つぎて中宮に立てたまへり。東福門院と稱するは、即ちこの中宮のことなり。

後水尾天皇の讓位

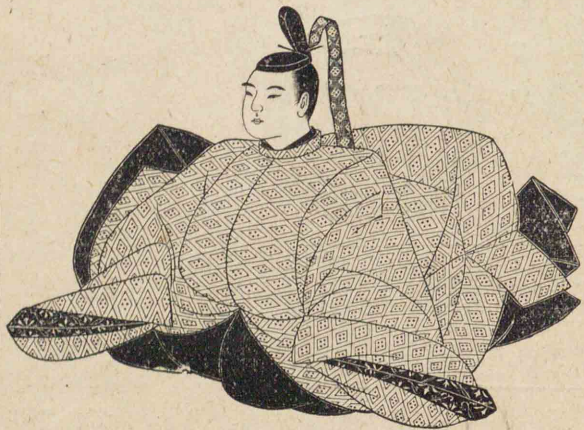
後水尾天皇は、英明にましまして、學藝に通達し、幕府が、常に舊例を破りて、專横の振舞多きを憤りたまひしが、寛永六年、遽かに位を皇女明正天皇に譲りたまへり。新帝は、東福門院の御腹にして、稱徳天皇以後、始めての女帝にまします。

天皇の憤慨

女帝復立つ

後光明天皇
京都泉涌寺藏

後光明天皇の英明剛健



後光明天皇

次代後光明天皇も、また後水尾天皇の御子なりしかど、東福門院の御腹にはあらず、英明剛健

葦原よしげらばしがままとる世とは思はず
後水尾天皇

にましまして、大いに朝典を興し、皇威を張らんの御志ありしが、果したまはずして崩じ、後西院天皇をへて、第一百十一代靈元天皇、立ちたまひぬ。

大友宗麟



黒田如水



細川忠興



ローマ字印

ローマ字印

キリスト教傳來は後約千年

ポルトガルの始航者として、十六年

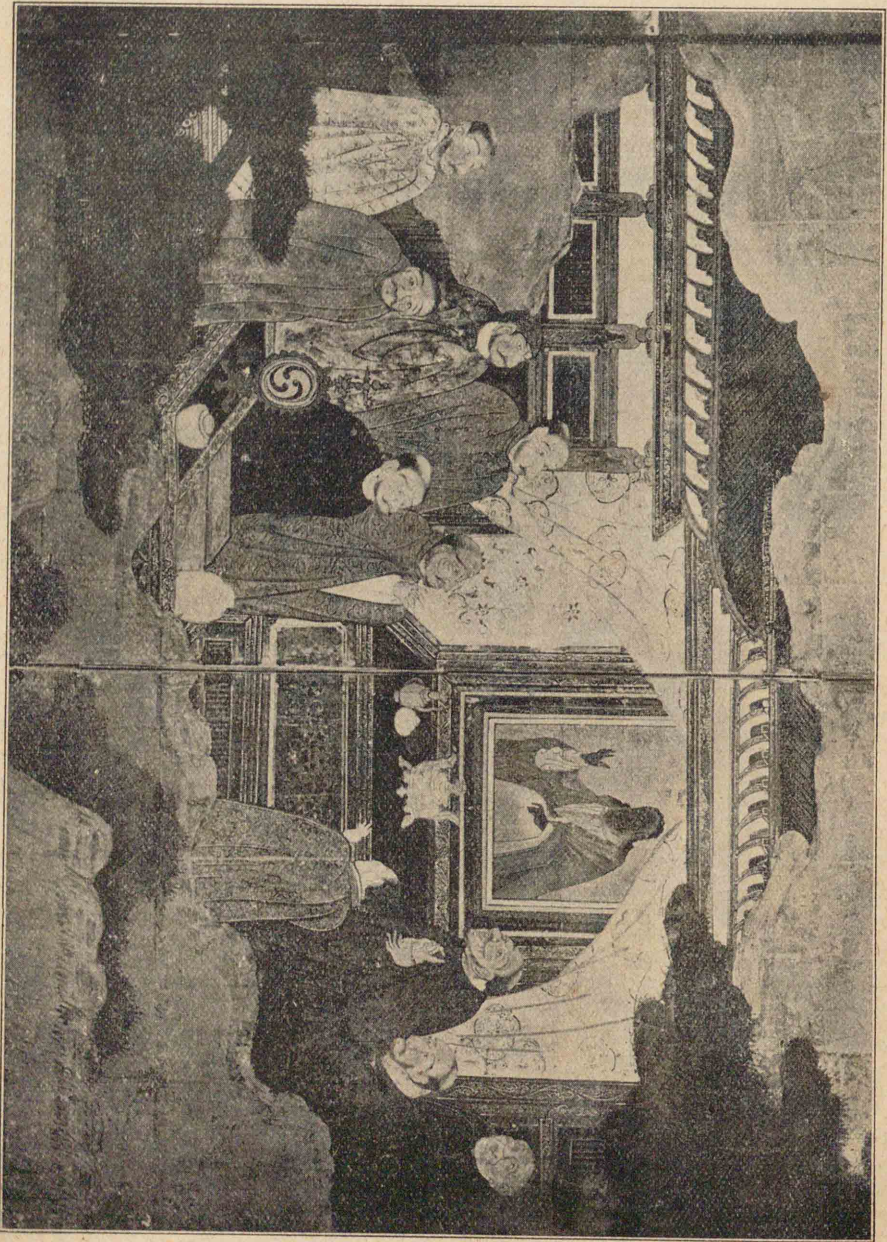
宗麟は早くキリスト教を受け、洗禮を受けた。コトを名にし、リ印の如く、頭文字の「RC」を高長政の印にシメ、オノ架の記すに「十架」を以てその名を刻したる者なり。興はるに、キリシタンは、信者なく、事に出で、全にあり、好まざるに、時を以て、足るに、察す。

第四章 海外諸國との交通

打ね マルチニョルキル 天主教の禁 島原の亂

天主教の傳來 後奈良天皇の(天)文十

(八年)三二〇カゼスイト門派(本邦にては、コン)のキリスト教宣教師サヴィエル(イスマ)鹿兒島に來り、始めてキリスト教を傳へたり。既にして、サヴィエル、平戸に行き、博多、山口を経て、京都に至り、後、豊後の府内(天)分に赴き、到る處、布教を試みき。そ



寺 鐘 南 (才)寫りよ料史本日大(内)の風射繪圖來渡人鐘南

この屏風は、もと静岡來迎院(英長寺)の所藏にして、家康より同寺に賜ひしものなりと傳ふ。明治二十二年、同寺より公爵徳川家達に贈りしを、同家より更に宮中に獻上し、今は御物たり。

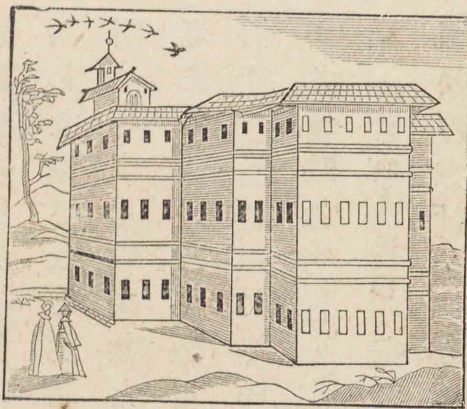
宣教師渡來

天主教流布

歐南遣使

信長の對天主
教策

豊後國府内の
學林



原寫眞は村上直次郎氏が西紀千五百九十六年(慶長元年)ローマに於て公刊せられたる法皇(レゾリー)第三世功業録といふべき書中より撮影したるものなりこの建物の建造資金は法皇の寄附にかり天正十年に竣功したり

の我が國を去りたる後も、他の宣教師、代り來りて、弘教に力めしかば、その教、次第に各地に弘まり、九州・中國より、遠く仙臺・會津にまで及べり。時人、これを切支丹宗または天主教と呼べり。豊後の大友、肥前の大村、有馬等の諸大名は、特に篤くこれに歸依し、天正十年(三三三)相謀りて、使節をイタリヤなる

ローマ法皇の許まで遣はしたりき。

天主教の禁

織田信長は、天主教の宣布を許し、京都四條の地に南蠻寺(初め永祿寺と稱す)を建立し、安土にも、その教堂を建てしめて、これが布教を助けた。豊臣秀吉は、初め厚く宣教

秀吉の教禁

家康の教禁

師を待ちしが、後、その害を察し、南蠻寺を毀ち、且、天主教を嚴禁したり。されど、秀吉は、海外との貿易を許したりしが故に、國禁、必ずしも國禁とならずして、なほ私にこれを信奉する者ありき。つぎて、徳川家康、また、これを嚴禁し、宣教師を逐ひ、信徒を罰し、以てその跡を絶たんとせしが、海外交通の盛んなる當時のこととして、禁令、なほ未だ十分に行はれざりき。

家康の外交方針

朝鮮との修好

宗義智の盡力
朝鮮の來聘

家康は、天主教を嚴禁したれども、外交には開國の方針を執り、まづ朝鮮との鄰交を復せんと欲し、對馬の宗義智をして、専らその事を圖らしめき。義智、百方周旋する所あり、慶長九年(一六〇四)に至り、朝鮮の使者、遂に來朝したり。是に於て、彼、我が交通、再び開けて、親睦、舊に復し、爾後、幕府に吉凶ある毎に、朝鮮は、使を派して、慶弔の意を表したり。

琉球討伐

家康は、また薩摩の島津家久をして、書を琉球王

琉球王の來聘を促す

家康の對明態度

商船往來

オランダの獨立及びその東洋貿易

耶楊子及びアダムスの漂着

に贈りて、その來聘を促さしめしに、琉球王、これを諾せざりしかば、乃ち家久をして琉球を伐たしめき。家久、王尙寧を虜にし、家康の許を得て、永くこれを領することとしたり。時に慶長十四年なり。

明との通商

家康は、また支那との好を修めんことを企てしが、明、遂に應ぜざりしかば、彼、我國交の復興を見るに至らず、ただ商船のみ相往來したり。

オランダとの通商

これよりさき、我が正親町天皇の御代に、オランダ國、イスパニヤに叛きて獨立し、爾後、銳意、通商、航海の業を營み、ジャヴァにバタヴィヤ府を建てて、東洋貿易の根據地とし、慶長二年には、その船、我が平戸にまで來れり。後三年、オランダ人耶楊子(ヤンヨ)及びイギリス人ウイリヤム・アダムス(三浦安針)オランダの船に乗りて、豊後の海岸に漂着するや、家康

和蘭獨立
西班茅王フイリッポ
ニ世、ネーデルラント
ヲ月シ、獨一カ
イニ、故、皆、故
制シ、産政、ナ
竹、右、徒、激、昂
ミ、一、カ、セ、ニ、年
オ、レ、ン、ダ、ハ、ウ、リ、ヤ
ヲ、總、者、ト、シ、テ、獨
ヲ、計、リ、ア、リ、ソ、フ
ト、戰、フ、一、カ、ロ、ウ
ト、三、三、カ、セ、ニ、年
ハ、長、二、年
ハ、ホルト
ハ、ガル人の
來、リ、し、よ
年、後、五、十、四

使節の來朝

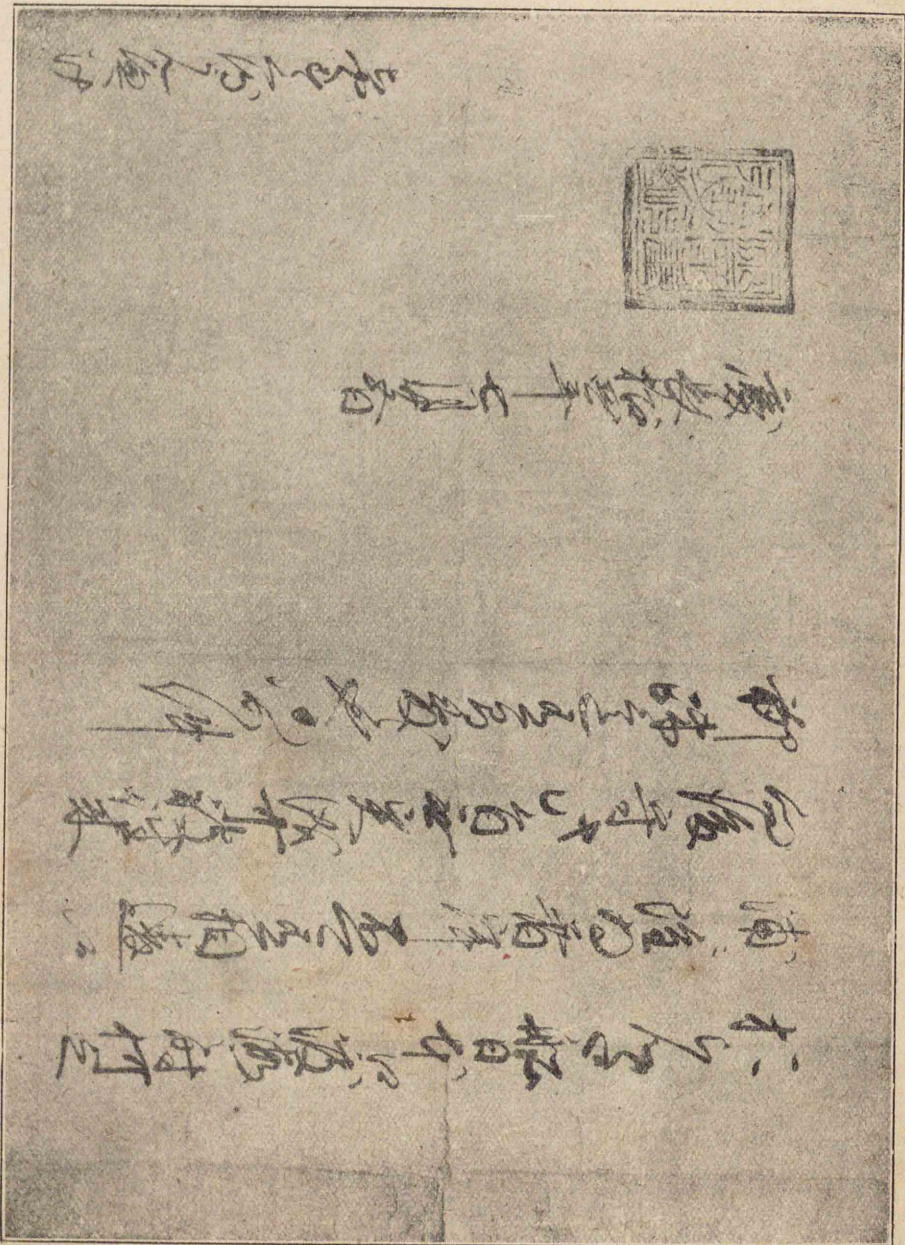
オランダ人の貿易

セーリス來航

英人、蘭人の競争に敗る

これを大阪に召して、海外の事を問ひ、遂に永く我が國に留まらしめき。オランダ政府は、ポルトガルを壓して、我が國との貿易を獨占せんとし、使節を我れに派遣したり。慶長十四年、その使節、江戸に來着し、國書及び方物を上りしかば、家康これに答書及び通商免許の朱印狀を與へたり。これをオランダと、國書往復竝にその通商公認の始めとす。これより、オランダの商船は、平戸に入津し、その貿易、日に隆盛に赴けり。

イギリス人との貿易 慶長十八年、イギリス人ジョン・セーリス、平戸に來るや、アダムス、江戸より來り、伴ひて駿府に赴き、家康に謁せり。セーリス、イギリス王ジェームス一世の書を呈して、通商を求む。家康、また返書を與へて、その請を許しき。されど、イギリス人は、オランダ人との競争に勝つこと能はず。到底、我が國に於ける商權の保持し難きを察し、後、自ら辭し去



印 朱 航 渡 船 文 ン 國 ン 文 (オランダ國文の蔵書文)

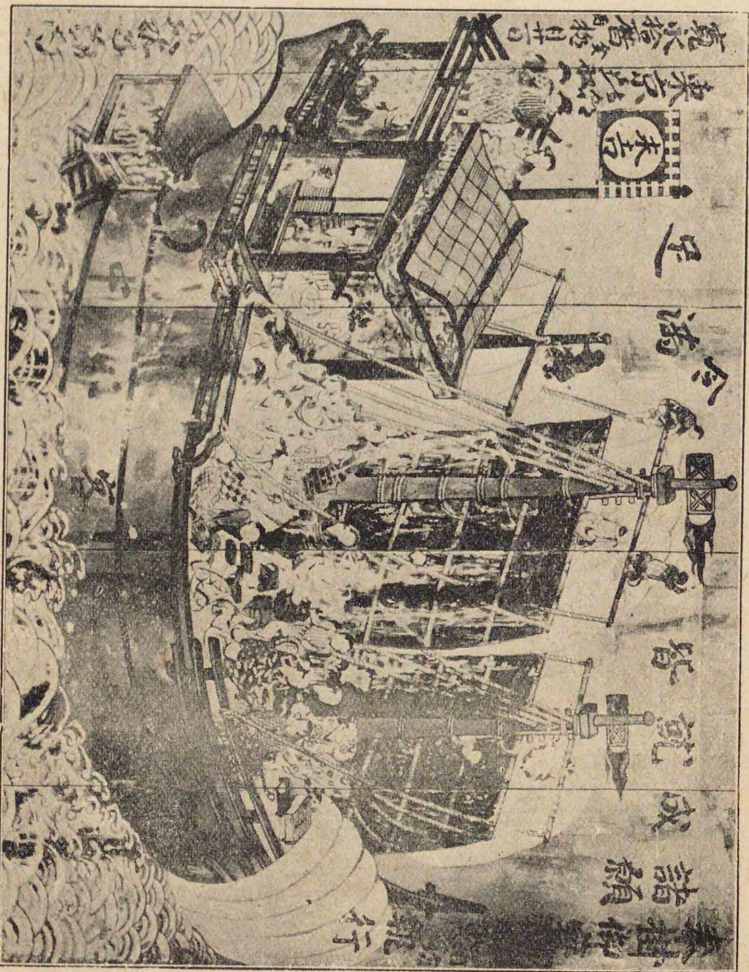
おらんだ船。日本え渡海之時。何之浦々。
 雖レ爲ニ著岸。不レ可有ニ相違ニ候。向後。守ニ此旨無ニ
 異儀。可レ被ニ往來。聊疎意有間敷候也。仍如
 件。

慶長拾四年七月廿五日

御朱印

ちやくすくるうんべいけ

ちやくすハ、ヤコブ(Jacob)くるうんべいけハ、
 フルーネウエーヘン(Groenewegen)なり。



船 吉 未

この圖は、京都清水寺に現存せる額面の寫眞なり。末吉氏が、幕府の許可を得て、外國貿易のために用ひたる朱印船の一を示す。寛永十年、東京より無事歸朝したるを祝し、その船を圖し、額として奉納したるものなり。

りぬ。

海外發展

御朱印船と
その渡航地

ノビスパン
との貿易

支倉常長
伊達伯爵
家藏



かくの如く、外人の渡來、頗る盛んなるに際し、邦人の進取、敢爲の氣象、また大いに振ひ、御朱印船に乗りて、媽港カオ、高砂カガ、呂宋ルソウ、安南アンナム、占城シヤンシヤウ、東カシ、蒲寨ホウサイ、暹羅シヤン、麻六甲マカ等に渡航、通商せしもの、甚だ多く、暹羅、呂宋、その他諸處に移住して、日本町を建てしものも、また頗る多かりき。家康は、なほ進みて、我が國と濃毘ノビ數般スバ（新西）メキシコとの間に、太平洋を横ぎりたる貿易の新路を開かんことを企て、慶長十五年、京都の商人田中勝助等をして、濃毘數般に赴かしめたり。これ實に我が國民の太平洋を横斷したる始めなり。

邦人の海外活動



支倉常長

山田長政
駿河國淺
間神社藏

山田長政

濱田彌兵衛

松倉重政の
呂宋遠征企
圖

この後、約二十年の間は、海外交通の甚だ盛んなる時期にて、奇傑の士、往往、冒險功名を成ししもの尠からず。支倉常長が、その主伊達政宗の命を受けて、ローマに使せしこと、山田長政が暹羅に在留せる日本町の邦人を率ゐ、暹羅王を助けて、國亂を戡定せしこと、濱田彌兵衛が臺灣に渡りて、暴慢なるオランダ人を懲らししこと等は、その最も著しき事例なり。島原の領主松倉重政が、明正天皇の寛永七年（三二九）呂宋遠征を幕府に請ひたるも、また進取活潑、剛健勇武の氣象の横溢せる一證とすべきなり。

家光の鎖國政策

將軍家光は、海外通商の盛んなるにつれて、教禁を犯すものなほ絶えざるを見、まづ海外往來の制を

寛永十三年
の禁令

賊、原の古
城に據る

松平信綱の
西下と蘭人
の援助

教禁と佛教

宗門改と踏
繪

嚴密にし、つぎて明正天皇の寛永十三年に至り、遂に全く異國渡航を禁止し、密航者及び海外在住邦人の歸來せるもの等を死刑に處することと定め、且、益、教禁を嚴にしたり。

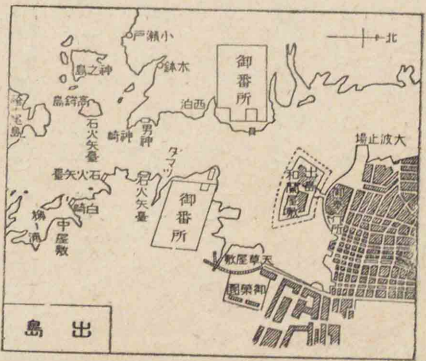
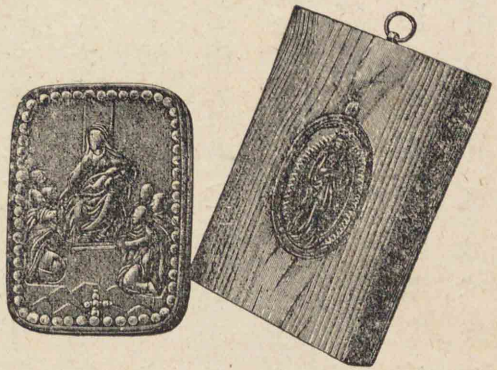
島原の亂

かくの如く、天主教の禁令、益、嚴密となりしかば、**寛永十四年**島原半島及び天草島の信徒等、亂を作し、益田時貞を奉じて、島原半島なる原の古城に據れり。その勢、日に熾んなりしかば、幕府は、まづ板倉重昌を遣はし、つぎて、老中松平信綱を遣はして、これを討たしめ、翌年、これを平ぐることを得たり。この役、オランダ人、幕軍を援けて功ありき。

鎖國政策の遂行

これより、幕府は、愈、嚴令を布きて、天主教を禁じ、全國の民をして、貴賤を論ぜず、必ず佛教の一宗に歸依して、その宗門寺を定めしめ、生死婚姻等に至るまで、悉く寺僧の關り知るべきこととし、時時、宗門改シニョモン アラキを行ひ、疑はしきも

踏繪 東京帝室博物館蔵 現物に據る



長崎出島の居留地 鎖國政策の影響

とを許し、つぎて、長崎の出島を以て、オランダ人の居留地と定めたり。是に於て、開國變じて鎖國となり、一時、海外に雄飛せんとせし邦人進取の元氣、全く挫折し、世界の事情は、たやすくは知られずなりぬ。

清の興起

これよりさき、支那にては、愛親覺羅氏滿洲より

明の滅亡と鄭芝龍父子の恢復運動

鄭成功の孤忠

明人の來歸

起りて、國を清と號し、遂に明を滅ぼして、支那に君臨せり。明人鄭芝龍、嘗て本邦に來り、平戸に寓して、邦人を娶り、男成功を生む。是に至り、芝龍父子、共に起ちて、恢復を圖り、書を幕府に上りて、援兵を請ひしが、聽かれざりき。後、ほどなく、芝龍は、遂に清に降りたれども、成功は、なほ節を守りて屈せず、臺灣のオランダ人を逐ひて、これに據り、依然、明の正朔を奉じたりき。また、この前後には、明の遺臣の我が國に歸化せしもの尠からず、水戸藩主徳川光圀に聘せられたる朱之瑜、黃檗宗を傳へたる僧隱元等の如きは、その最も有名なるものなり。

第五章 徳川綱吉

浪士の陰謀

後光明天皇の慶安四年(三三二二)將軍家光薨じ、

由井正雪等の陰謀
別木庄右衛門等の陰謀

その子家綱つぐ。浪士由井正雪丸橋忠彌等、喪に乗じて、亂を作さんと謀り、事露れて、或は自殺し、或は誅せられたり。當時江戸に滞在せる浪士、甚だ多く、翌年、また別木庄右衛門等の陰謀ありき。

家綱の多病
酒井忠清の専權

家綱時代 家綱は、多病にして政治に勉めず、その晩年には、名臣、多く世を去りて、大老酒井忠清(藩主)ひとり威權を恣にし、下馬將軍の稱ありき。蓋し、忠清の邸、江戸城の大手門なる下馬牌の附近にありしを以てなり。

玉川上水の起り
奥羽江戸間の海運

玉川上水及び海運 家綱の時、百姓庄右衛門、清右衛門の二人、玉川の水を引き、江戸市民の飲料に供し、江戸の豪商河村瑞軒は、また幕府の命を受けて、奥羽江戸間の海運を開きたり。是に於て、江戸は、益、殷賑を加ふるに至れり。

綱吉の初政

靈元天皇の延寶八年(三三四)家綱薨じ、弟綱吉

綱吉五代將軍となる
政令嚴肅

五代の將軍となる。綱吉、夙に賢明の聞えあり。まづ前代に權を専らにせる大老酒井忠清を黜け、政令、嚴肅にして、その初政、頗る見るべきものありき。

綱吉の奢侈と弊政

後、綱吉漸く政に倦み、諸政を寵臣柳澤吉

奢侈と崇佛

保に委ね、己れは奢侈遊宴を事とし、また篤く佛法を信じて、施與を濫りにし、大いに僧侶を優遇し、護國寺護持院等の大寺院を建てたり。綱吉、常に子なきを憂へ、僧隆光が生類を憐まば、嗣を得べしといへるを信じ、生類憐みの令を發して、極端にこれを厲行し、殊に己れが生年成なるを以て、最も厚く犬を愛護せしめたり。上下、その弊政に堪へず、綱吉を呼びて、犬公方といへり。

財政困難

この頃、諸種の變災、うちつづきて起り、綱吉の奢侈及び弊政と相俟ちて、甚しく財政を困難ならしめぬ。綱吉、

犬公方

天災地變

生類憐みの令

貨幣改鑄

よりに勘定奉行萩原重秀の議を用ひ、雑金を混じて、貨幣を改鑄し、反りて益、財政を亂したり。

士風壞敗

江戸幕府の初世は、すべて浮華・柔弱を嫌ひ、士民ともに朴實にして、廉耻を尙び、信義を重んじたりしが、太平、久しく續けるままに、人心、漸く安逸に慣れ、勤儉・尙武の風、次第に失せんとせり。かかるをりしも、綱吉の如き、豪華を好み、奢侈を喜ぶ將軍の世となり、貨幣制度、また甚しく亂れて、物價、大いに騰貴し、廩米を受くる旗下の士の

江戸幕府初世の武士

元祿時代



士風の頹廢

市民の富有

元祿風

歳入、遽かに増して、その家計、暴富を致しければ、さなきだに、漸く一變せんとせる士風は、愈、文弱・奢侈に流れて、甚しく頹廢したり。當時、江戸の市民も、また太平の惠澤に浴して、頗る富有に赴きしかば、世風、一般に華奢・優柔に傾き、能樂・淨瑠璃・芝居等、大いに流行し、衣服に調度に、競ひて華美を極め、所謂元祿風を現出したり。

赤穂の義士

第一百二代東山天皇の元祿十五年(三三六二)赤穂の城主淺野長矩の遺臣大石良雄以下四十七人、高家吉良義央を討ち、以てその主の仇を報じたり。良雄等、悉く切腹を命ぜられしが、世舉りて、その舉を賞讚し、稱して赤穂の義士といへり。

淺野長矩と吉良義央、良雄等の切腹

美術工藝の進歩

これよりさき、岩佐又兵衛、始めて浮世繪を起し、狩野探幽は、狩野派を中興し、本阿彌光悦は、蒔繪に新法

元祿以前

元祿時代

を出ししが、元祿に至り、諸般の技藝、益、進歩し、繪畫に菱川師宣シナガハ・英一エッチ・蝶尾形光琳等カワツクリンの大家出でたり。光琳は、また蒔繪をよ

元祿以後

谷文晁
傳自筆
東京帝室
博物館藏



くして有名なり。その後、寶曆・明和の頃、祇園・南海・柳澤里恭等の學者、南宗畫を唱へ、池野大雅、これを承け、畫風、瀟洒を以て著れ、南畫、大いに世に行はれたり。つぎて、安永・天明の頃、京都に圓山應舉コウザン出で、力を寫生に盡して、一代の大家となり、その門弟、松村月溪、始めて四條派を開く。寛政年間に至り、江戸に谷文晁あり。南北折衷を唱へて、また有名なり。

第六章 文教の振起

元祿時代文物の進歩

元祿時代は、ただに美術・工藝等の進歩

の著しかりしのみならず、名儒・大家の輩出して、文物の甚だ盛んなりし時なり。

文運復活の端緒

これよりさき、學問・教育は、多年の戦亂の

ために、甚しく衰へたりしが、織田・豊臣二氏、撥亂反正の功を奏して、天下を平定するに及び、文運、漸く啓けて、藤原肅フジノスミ出でぬ。肅は、詠歌の名人、定家の裔なり。初め僧となりしが、後、佛を棄てて、儒に入り、天稟の識と、勉勵の力とを以て、大いに發明する所あり、その學、程朱を宗とし、道德、一世に高く、實に儒學中興の祖たり。肅、門人、甚だ多く、京都の人、林信勝ハヤシノリ、その高

藤原肅

史料編纂
掛模本



林信勝

武藏國熊
谷林又三
耶氏藏

林信勝



學校の建設
林信勝その
他の重用

奈良時代以
後の印刷術

活版術

足なり。

家康と文教 家康は、意を文教に用ふること深く、夙に學校を伏見に建て、藤原肅を尊信し、また林信勝を聘して侍臣としたり。この外、僧承兌、崇傳、天海等、皆重く家康に用ひられて、政教上に貢獻する所尠からざりき。

書籍の出版 家康は、また廣く遺書を天下に求めて、これを出版せり。印行は、奈良時代に、その術、既に起り、鎌倉時代には、數種の佛書印刷せられ、吉野時代には、堺に於て、始めて論語を刊したりき。その後、僧徒及び武人にして、意をこの事に注げるものあり、活字を列ぬる法も、いつしか傳はりて、室町幕府時代の末より、間開、これを用ふるに至り、家康の時には、木製銅製の兩活字、並び行はれたりき。

文學復興

家康の勸奨・保護により、文學は、年を追ひて復興

諸大名の文
教振起

徳川光圀
京都高臺
寺藏

三家

天皇及び皇
子の儒學崇
尚



子にて、所謂三家の祖なり。

天朝の儒學崇尚 天朝にても、後水尾、後光明、靈元、三天皇、皆儒道を崇尚したまひ、後西院天皇の皇子、尚仁親王も、また篤く程・朱の學を尊信せられたり。

し、諸大名にも、學問に志すもの、相つぎて出で、碩學の士にして、閭巷の間に門生を教授する者も、また漸く多くなりたり。尾張の徳川義直、紀伊の徳川頼宣、水戸の徳川頼房及びその子光圀、會津の保科正之、備前の池田光政等の諸大名は、皆善政を施き、盛んに文教を興して有名なるものなり。義直、頼宣、頼房は、いづれも家康の

綱吉の儒學
獎勵
忍岡の塾舎
及び聖廟

外神田臺の
聖廟及び學
舎

林氏の大學
頭

聖廟と昌平阪學問所

將軍綱吉は、殊に深く學を好み、自ら儒書を講じて、大いにこれを獎勵したり。初め將軍家光、林信勝に江戸上野忍岡（今の上野）の地を與へ、別に資金を給して、塾舎書院を建てしめけるが、寛永九年（三二九）尾張藩主徳川義直その地に就きて、孔子の廟を建てぬ。翌年成り、はじめて釋菜の典を擧げ、家光も、これに臨めり。寛文中、信勝の子恕（春）また幕命を以て、史館をここに開き、本朝通鑑を編纂せり。綱吉に至り、元祿三年（三三五）更に地を外神田臺に卜し、聖廟を改築して、これを官祀となし、親ら大成殿の三字を匾額に書し、祭田千石を附して、春秋二回の釋奠に資し、また諸藩に令して獻金せしめ、廟側に學舎を設け、幕府及び諸藩の士の才藝あるものをして、ここに學ばしめたり。後、これを昌平阪學問所といふ。綱吉、朝廷に請ひ、林信篤（鳳）を蓄髮せしめて、大學頭に

伊藤仁齋
徳川三百
年史所載

中江藤樹

熊澤蕃山

中江藤樹と
その筆
近江國藤
樹書院藏

木下貞幹及
びその門人

荻生徂徠
東京荻生
傳氏藏

山崎闇齋及
び伊藤仁齋
父子



任じ、以てその教授に當らしめたり。

著名の學者

これよりさき、家光の頃

近江に中江藤樹あり。篤く王陽明の學を信じ、德行、甚だ高く、世に近江聖人と稱せらる。その門人熊澤蕃山、經世の才を懷き、池田光政に仕へて功ありき。綱吉の時、京都の碩學木下貞幹（順）幕府に聘用せらる。貞幹、善く人を教へければ、門人、甚だ盛んにして、新井君美（碩）室直清（集）等の名士、その門に出でたり。その頃、京都には、また山崎闇齋、伊藤仁齋あり。闇齋は、程、朱に出

致良知

貝原益軒
福岡市貝
原家藏



堀川塾の盛況

荻生徂徠

貝原益軒

博にして、家學をつぎ、著述甚だ多し。仁齋父子と時を同じくして、江戸に荻生徂徠あり。人と爲り、英氣豪邁、眼、一世を空しうす。その學、汪洋浩博、兼綜べざるなく、また朱子學を排して、古文辭學を起したり。筑前の人貝原篤信（益軒）また博學なり。篤厚にして、浮華を嫌ひ、多く假名交り文の書を著して、世を益したり。

國學

元祿時代は、ひとり漢學の盛んなりしのみならず、

契沖と季吟

契沖
東京帝室
博物館藏

綱吉と國學



國學のまた漸く勃興せる時にて、難波の僧契沖（ケイシュウ）は、古語を研究して、始めて斯學を起し、近江の人北村季吟（キギン）も、和歌、和文に名あり。綱吉は、國學にも心を用ひたりければ、季吟を召して歌學方とし、祿を與へて、國學を講ぜしめき。

その他の大家

この外、俳諧に松尾芭蕉あり。戯曲に近松門左衛門あり。農學家に宮崎安貞あり。天文學者に安井算哲あり。數學家に關孝和あり。書家に北島雪山、細井廣澤あり。小説家に井原西鶴あり。學者、文人、一時に輩出し、所謂元祿時代の隆盛を致せり。

諸大家輩出

新井君美の
登庸

新井君美
東京帝室
博物館蔵
幅に據る

朝鮮使節待
遇法改正

伏見京極有
栖川三親王
家君美の建議

第七章 新井君美 徳川吉宗



綱吉薨するや、家光の孫家宣、統を承けて、六代の將軍となり、新井君美を擧げ用ひたり。君美、博學多識にして、時務に通じ、幕政、一としてその議に與らざるなく、著著、前代の弊政を改め、また朝鮮使者の待遇法を改め、その禮に過ぎたるを正したり。

四親王家

これよりさき、皇子、皇女は、多く佛門に入り、世襲親王家は、伏見京極有栖川の三家に過ぎざりき。君美、これを慨き、皇子は親王とし、皇女は降嫁あらしめられんことを建議したり。家宣、その議を納れ、これを朝廷に奏す。第百十三代

閑院宮家

七代家繼と
君美

八代吉宗と
君美

元祿以來の
世風
質素儉約

中御門天皇、これを嘉納し、やがて、皇弟直仁ナホヒトを立てて親王とし、閑院宮と稱せしめたまへり。是に於て、四親王家あることとなり、後に光格天皇は、閑院宮家より入りて、皇位を繼がせたまひ、第百十八代の天皇となりたまへり。

君美の進退

家宣は、在職、僅かに四年にして薨じ、幼子家繼(四歳に)つげり。君美、家宣の遺命を以て、これを輔け、外國貿易の價格を制限して、金銀の海外に濫出するを防ぎ、その他諸般の改革を企てしが、多くは實行するに及ばずして、家繼薨じ、紀伊頼宣の孫吉宗、入りて八代の將軍となりければ、則ち退隱して、専ら著述を事とせり。

吉宗の勤儉尙武

吉宗、英邁にして材略あり。元祿以來、世風、著しく華奢柔弱に流れ、勤儉尙武の精神、大いに衰へしかば、吉宗は、就職のはじめ、まづ諸大名を集めて、華美を戒め、政治を

武技の奨励

勵むべき旨を諭し、且自ら節儉を守りて、天下を率ゐ、また大いに武技を奨励し、時時風雨寒暑を冒して、畋獵に出てなどし、以て士氣を鼓舞し、勇健の風を養ふことを力めき。是に於て、一時の風尚、武事に傾き、士風復興れり。

刑律書の編纂

吉宗、また心を刑律に用ひ、内外古今の律書を考へ、老臣・法官及び學者等と討議し、始めて公事方定書を制定したり。この時、江戸の町奉行に大岡忠相あり、斷獄に妙を得、公明にして神の如しと稱せらる。



徳川吉宗
徳川公爵
家藏畫像
に據る

公事方定書

大岡忠相

顧問の學者

實學の奨励

吉宗、室直清を顧問とし、また老儒・荻生徂徠を重んじて、政務の要を言はしめ、また京都の國學者・荷田在滿

吉宗の實學
尊重

庶民教育に
對する注意

儉約

貨幣改鑄

足高

蕃薯栽培奨
勵

砂糖製造の
奨励

を召して、古制を諮問しなどしけるが、殊に實用の學を重んじ、自ら天文・曆數の學を修めて、簡天儀を作り、また直清に命じて、六諭衍義の大意を平易に書き述べしめ、これを刊行して、寺子屋の師匠に授け、手習本として兒童に授けしめき。

財政整理

吉宗は、就職以來、しきりに儉約を勧めたるのみならず、貨幣を改鑄して、品質精良なる享保金を造り、また足高の法を定めて、家祿と職給とを分ち、人材を自由に登庸する路を開き、且、財政を亂さざらんことを圖れり。

殖産興業

吉宗、また青木文藏(昆陽)に命じ、蕃薯栽培法を記述せしめ、種苗を薩摩より取りて、その書と共に、これを諸國に頒ち、以て凶歲饑饉に備へしめ、或は砂糖の製法を調べて、その製造を勧め、或は人を諸方に遣はして、物産を巡檢せしむるなど、民業奨励の法、盡さざるなかりき。諸藩も、また、よくそ

諸國產の興起

の意を承け、競ひて國産を興しければ、上野・信濃及び奥羽の繭絲、阿波の藍、紀伊の蜜柑、薩摩の煙草及び鱧節、四國・中國の製鹽を始めとし、陶器、金屬、革類の製品等、多くこの時より盛んなり。殊に農業は、吉宗が最も深く心を用ひたる所にして、水利を興し、懇田を勧め、その産出せる米穀遂に餘りあるに至れり。世、吉宗を江戸幕府中興の賢主と仰ぎ、その政を稱して、享保の治といふ。

第八章 寛政の治

家重時代

將軍吉宗は、第一百十四代櫻町天皇の御代に、職を子家重に譲る。家重、多病にして政を勤めず、近臣、事を用ひて専恣多く、大岡忠光・田沼意次オキゾメ、殊寵を被りて、不次に擢用せられたり。

家重の多病
田沼意次の擢用

田沼父子の執柄

弊政

士風壞敗

天明の大饑饉

意知殺され意次黜けらる

家齊十一代將軍となる

家治時代

次代桃園天皇の寶曆十年(三四三〇)家重の子家治、十代の將軍となる。意次、益寵せられて、遂に老中に進み、その子意知は、若年寄となり、父子、並び立ちて、權を専らにし、刑賞與奪、悉くその手に出てければ、佞幸の徒、競ひ進みて、群僚、多くはその私黨にあらざるはなく、賄賂公行し、輿馬、その門に輻湊したり。是に於て、士風、また壞れ、吉宗中興の政、衰へぬ。

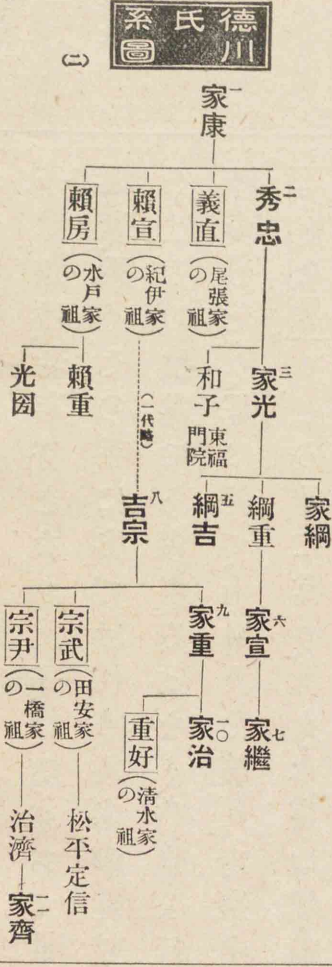
天變地異

この時に當り、大火、水害、地震、噴火、暴風等、諸種の災害、頻りに起り、後櫻町(第六代)後桃園(第七代)二天皇を経て、第一百十八代光格天皇の天明年中に至り、所謂天明の大饑饉ありければ、人人、責を幕府の失政に歸し、怨嗟の聲、四方に滿てり。既にして、意知は、旗下の士佐野政言(オノトキ)のために、事を以て殿中に刺され、後、ほどなく、意次は黜けられ、家治も、また薨じたり。是に於て、吉宗の曾孫家齊(オウサウ)、十一代の將軍に拜せられたり。

田安一橋二家の祖
清水家の祖

三卿 家齊は、田安・清水二家と共に三卿と稱せられたる一橋家の出なり。初め吉宗、その子宗武・宗尹に、田安・一橋二卿を分與へ、家重の時、また、その子重好に、清水邸を與へ、竝に諸侯に列せず、將軍の連枝として、これを待遇したりき。これ即ち三卿の起りなり。

松平定信の執政



定信の輔佐

幕政を執らせたり。定信、賢明にして學識に富み、よく吉宗の

家齊、既に立ち、白川藩主松平定信(樂)を擧げて、老中とし、つぎて輔佐の職に當らせ、老中の上に班して、

儉素公正

士風一變

遺法を守り、自ら衣食を薄くして、節儉を奨め、勵精、治を圖る。是に於て、大小の吏風、一變し、儉素を守り、嚴正を力め、相戒めて定信の風に化したり。

皇居造營

光格天皇の天明八年(二四四八)京都に大火ありて、

とのつく
らみながき
たてたる
うれしさ
の心を
見する大和
言の葉
上後櫻町
皇

光格天皇
京都泉涌
寺藏

定信の皇居
造營總理

皇居落成



歌を家齊に賜ひて、これを賞せられたり。

皇居も炎上したり。皇居は、信長以來、屢改修せられたれども、なほ、その規模狭小にして、古制にも多く違ひければ、定信、これを慨し、大火の後、自ら皇居造營を總理し、五萬石以上の諸大名に課して、その工費を助けしめ、日夜、工事を督し、寛政二年(二四五〇)落成せり。天皇(上皇)共(後櫻町)に大いに悦びたまひ、御製の詩

定信の諫止

松平定信
家藏

林家
衛

柴野邦彦
東京帝室
博物館藏

朱子學派の
名儒招聘



尊號事件 この前後に、朝廷にては、スミ皇父典仁親王に太上天皇の尊號を上らんの議あり、遂にこれを幕府に諮りたまひしに、定信、固くその不可を陳じ、事、止みたり。

學制の確立 これよりさき、林家の學、漸く衰へ、諸種の異學派、互に門戸を争ひて、他を輕んずること甚しく、かへりて、世教の根本を忘るるものありしかば、定信、その弊風を矯正せんと欲し、柴野邦彦(山隈)岡田恕(寒泉)尾藤孝肇(三洲)等、朱子學派の名儒を召して、經を講ぜしめ、ま



聖堂講釋圖
(東京教育博物館藏)

この圖は、幕末に於ける聖堂學問所御座敷講釋の様を畫けるものにて、明治の初年に成る。多少、想像を加へたる所あるが如し、御座敷講釋は、毎月四・七・九の日に開き、講師は、幕府の儒員、聽講者は、萬石以上のもの、竝に幕臣に限られ、正月は、熨斗目麻上下、平日は、平服を着す。

東京湯島聖
廟大成殿

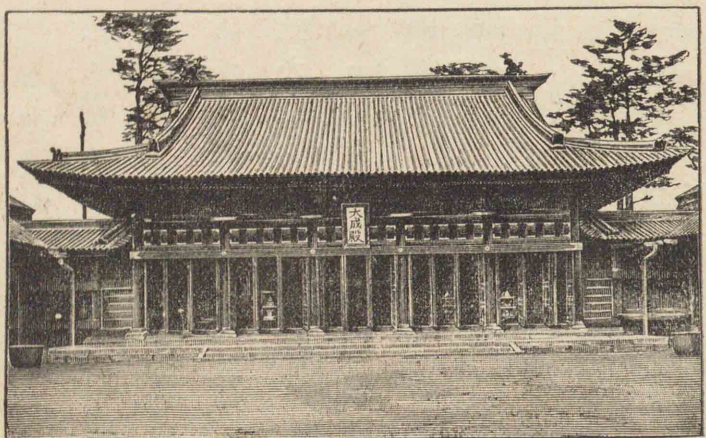
林衡の人物

林家中興

東京湯島聖
廟大成殿

備荒儲蓄

棄捐



寛政十年の築建に修理を加へるもの

た大學頭林信敬(峯錦)の卒するに及び、美濃岩村の城主松平乘蘊(齋述)の男衡(齋述)が、材幹ありて、天下の學政に當るべき人物なる

を察し、これをして、その後を承けしめ、以て大いに學政を振興せんとせり。既にして、定信、輔佐の職をやめたれど、衡、よく林家中興の業をなし、後、更に古賀樸(里精)をも擧げて、その羽翼とし、遂に定信の志を成したり。

寛政の治

定信は、職に在ること七年。その間、諸大名に命じて、備荒儲蓄をなさしめ、棄捐(キセン)といふ負債償却法を設けて、旗下の士の困窮

人材登庸と
善行旌表
勸業
風俗肅清

賢諸侯

せるを救ひ、人足寄場を江戸石川島に開き、無頼・無宿の徒を
して、常業に就かしめ、姦邪を黜けて、賢良を用ひ、盛んに孝子・
節婦・義僕等を賞し、また諸國の農桑を勸課し、風俗を矯正す
るなど、施設せし所、甚だ多く、幕政、再び振ひて、所謂寛政の治
をなせり。

諸藩の治

この前後には、諸藩にも、また良主輩出して、治績
の稱すべきもの、頗る多し。熊本の細川重賢、米澤の上杉治憲、
會津の松平容頌、長門の毛利重就、安藝の淺野重辰、紀伊の
徳川治貞、備前の池田治政、阿濃津の
藤堂高兌、備後福山の阿部正精等は、
皆賢明にして、よくその封内を治め
たる者なり。元來、諸藩は、各、獨立して
兵馬を養ひ、民政を施ししこととて、

上杉治憲
上杉伯爵
家藏



著名の藩賢

私塾及び寺
子屋

石田梅巖

手島堵庵及
び中澤道二

諸藩主は、士民を戒め、儉素を奨め、遊惰に流るるを制し、また
その産業を勵まし、以て士風・經濟を維持することを力めた
酒の均しく注意せしところなれ
鹿兒島の造士館、佐賀の弘道館
の如き名高き學校も起りぬ。こ
諸處に發達し、庶民の初等教育
して、僻陬の地に至るまで、咿唔
の頃、京都の石田梅巖、神・儒・佛三
教の所説を調和し、極めて平易に實踐道德を説きたり。これ
所謂心學の始めなり。梅巖の高弟手島堵庵、堵庵の門人中澤
道二等、相つぎて出て、よくその説を大成し、以て下層社會の
徳風維持に與りて力ありき。

ふみわけ
よやまと
にはあら
ぬから鳥
のあとを
見るのみ
人の道か
は

荷田春満及
び在満

賀茂真淵

本居宣長
東京高等
師範學校
藏

本居宣長

國學の大成
宣長の著書

第九章 國學の勃興 尊王論

一國學

初め僧契沖の古學を唱ふるや、荷田春満、これを承けて、古語・舊典を究め、大いに發明する所ありき。春満の養子在満、家學を紹ぎしが、春満の門人賀茂真淵、よく契沖・春満の説を補正し、この學の泰斗と仰がる。本居宣長、贅を真淵に執り、我が古道を明かにし、古典を究むるを以て、己れが任となし、俗儒が名分を亂り、本末を誤るを慨し、内を尊び、外を卑み、佛を排し、儒を斥け、敬神・尊王の大義を明かにして、遂に國學を大成せり。宣長、著書甚だ多く、古事記

春庭と大平

本居宣長作
歌竝に筆

平田篤胤

伴信友

塙保己一

傳、最も名あり。宣長の子春庭・義子大平、また、よくその業を修め、益、家學を弘めたり。

とまのいふはやまもいふ人さう
朝りあゝほふらふさうさうわ

宣長

宣長の門人

宣長の門人平田篤胤、また先師の遺志を紹ぎて、専ら敬神・愛國の説を唱へ、極力、儒・佛を排斥せり。その同門伴信友、頗る考證に長じ、多數の著書、多くは考據正確、後人に益する所尠からず。

塙保己一の業

宣長と同時に、盲人塙保己一あり。また國學

和學講談所の創立
群書類従の編輯

堀保己一
東京堀忠
韶氏藏



に精しく、幕府に請ひて、和學講談所を立て、散亂せる古書を蒐集して、群書類従を編し、大いに斯學の研究に便せり。これより、古書を読む者益多く、大いに我が國民の自覺を喚起し、我が國體の尊嚴なることも、まことの君は將軍にあらずして、天皇にてまします事も、おひおひ知れわたるに至りたり。

尊王論

これよりさき、徳川光圀、ひろく

徳川光圀の
大日本史
淺見安正の
靖獻遺言

竹内式部と
寶曆の變

學者を招きて、大日本史を編し、山崎闇齋の門人淺見安正(齋)も、また靖獻遺言を著し、共に尊王の大義を顯揚したり。これより、天下の人心、稍、歸向する所を知り、桃園天皇の寶曆年中(將軍の時)越後の人竹内式部は、深く皇室の式微を慨し、名分を正し、氣節を振起せんことを謀り、京都に出て、公卿の志あ

山縣大貳の
尊王

明和の變

る者と交遊せり。然るに、その言動、幕府の忌諱に觸れ、公卿は罰せられ、式部は逐はれたり。

明和の變

甲斐の人山縣大貳、また皇威の陵夷せるを慨歎

し、式部及び同志の士藤井右門と往來せり。たまたま、上野の小幡藩主織田信邦、老臣吉田立蕃(立蕃)に任じて、藩政を改革しけるに、藩士等、立蕃の權勢を忌み、その大貳と善きを見て、兩人謀叛の企ありと密告しけり。幕府、乃ち信邦を拘し、遂にその

高山正之筆
自筆京日記より寫す

皇統綿綿寶祚長久の事
と嬉しく、もの餘りの嬉し
す

封を革め、大貳を斬り、右門を梟し、式部を流した

り。時に後櫻町天皇の明和四年(二四二七)なり。

尊王思想漸盛

蒲生君平
栗原信允
筆

高山彦九郎
と蒲生君平

頼襄
京都頼龍
三氏藏

寛政の尊王家



山縣・藤井・竹内の三人は、かくして嚴刑に處せられたれども、尊王の思想は、到底、撲滅すべくもあらず、國學その他の學問の勃興せるにつれて、大義を解し、名分を正さんとする者、益、多く、寛政の頃には、上野に高山彦九郎(註)下野に蒲生君平(實秀)を出しぬ。二人、各、皇室の衰へたるを慨し、四方に遊びて、同志と交り、熱心、尊王論を鼓吹せり。頼襄(註)も、またこの頃に出で、日本外史・日本政記等の書を著はして、尊王の意を寓せり。是等の書は、その文章、明快にして、國史の知識の普及を助けしと共に、尊王の志氣を鼓舞したること、頗る大なるものありき。

洋書繙讀の禁

洋書講讀の禁弛む

青木文藏等と蘭學

第十章 西洋學術の傳來

蘭學講習の始め

國學の盛んなりし頃、蘭學も、また漸く開けたり。これよりさき、天主教の禁を嚴にするや、洋書を繙讀することをも併せ禁じたりしかば、西洋の事情を知るは、ただオランダ人よりの傳聞、若しくは長崎に於ける通詞の口傳に由るのみなりき。將軍吉宗、これを不便とし、且、西洋學藝の利益あるを知り、中御門天皇の享保五年(三三〇)洋書輸入の禁を弛めて、教法に關係なきものは、これを講讀することを許し、青木文藏(註)及び野呂玄丈に命じて、蘭書を學習せしめたり。文藏等、長崎に行き、通詞西善三郎等と共に、刻苦研究すること數年にして、江戸に歸る。その學び得し所は、僅僅四五百言の常語に過ぎざりきと雖も、これ實に我が國に於て蘭

學を講ずるの濫觴なり。

〔前野良澤と蘭學〕 その後、豊前中津藩の醫前野良澤（蘭文藏が蘭語に通ぜるを聞き、四十七歳にして、始めてこれに就きて教を受く。文藏、その篤志に感じ、己が記憶する所の五百餘言及びその著和蘭文字略考を授く。既にして、良澤歸藩し、請ひて長崎に遊び、更に二百餘言を習得し、且、蘭書人身内景圖説を購ひて、江戸に歸れり。）

良澤の篤志

良澤の長崎遊學

罪囚解剖

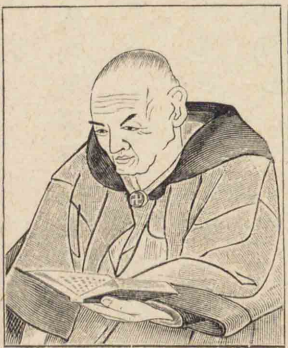
人身内景圖説の翻譯

〔杉田玄白と蘭學〕 若狹小濱藩の醫杉田玄白（また夙にオランダ醫學に志あり。明和八年（三三三）罪囚解剖の舉あるを聞き、良澤等と共に往きて、これを觀、蘭書の圖解を實際に参照し、その聊か遠ふことなきに驚歎し、相謀りて人身内景圖説の翻譯に著手せり。毎月六次の會讀日を定め、刻苦勵精、或は一日に一語を解すること能はざるあり、或は一句の譯に數日

前野良澤 日本醫學史所載



杉田玄白 大槻文彦氏藏



大槻玄澤 日本醫學史所載



を費すありて、稿を改むること十一度、四年の久しきを経て、始めて成れり。名づけて解體新書といふ。つぎて、宇田川玄隨（津山）オランダ内科醫書の譯述に従事し、十年を費して、西説内科選要十八冊を撰し、これを刊行したり。

〔大槻玄澤と蘭學〕 この頃、仙臺の支藩一關の醫員に大槻玄澤（水戸）あり。江戸に出て、玄白の門に入り、後、良澤に就きて學び、日夜、研究すること五年、遂に歐文讀法の要旨を會得し、蘭學階梯を著しぬ。玄澤、この書を携へて、長崎に往き、これに校訂を加へ、天明八年（三四四）刻本

蘭學階梯の影響

として世に公にしたり。蓋し、在來の歐文翻譯書は、邦文若しくは漢文に譯して、その學説を傳ふるのみなりしに、蘭學階梯は、歐文字を擧げて、國語を施し、直ちに歐文を讀み得る方法を示しければ、世人、始めて蘭書の讀み方を知り、志を起すもの多かりき。

蘭和對譯辭書成る

玄澤の門人稻村三伯(鳥取藩醫後に海上隨鴨)フランス人ハルマの蘭佛對譯辭書を得、その佛語を去り、蘭語のみを存して、これに邦譯を加へ、寛政八年(三四五六)木製の活字版を造りて、これを印刷し、名づけて法爾末和解といへり。これを本邦に於ける蘭和對譯辭書の嚆矢とす。

地理書成る

山村才助、また玄澤の門より出でて、萬國地誌を大成し、同門橋本宗吉は、新譯地球圖の著あり。これより、西洋風の醫學、地理學、博物學等、漸く起りぬ。

稻村三伯の法爾末和解

山村才助の萬國地誌
橋本宗吉の新譯地球圖

第十一章

露國人の來航

海防論

蝦夷地の開拓

海外形勢の變化

蘭學の漸く興れる頃、海外の形勢、大いに變じ、北アメリカには、アメリカ合衆國獨立して、日に月に隆盛に赴き、イギリスは、印度を略し、更に支那に來りて、漸く我れに近づけり。またロシアは、既に悉くシベリヤの地を併せ、進みて我が北邊に迫り來り、次第に得撫以北の千島を占奪したり。

海防論

天明五年(三四四五)(將軍の時)幕吏青島俊藏、蝦夷を視察し、歸りて蝦夷拾遺を撰し、これを水戸藩の老臣に呈したり。寛政のはじめ、水戸藩の儒臣立原甚五郎(軒)また書を藩主及び松平定信に上りて、露人の大いに憂慮すべきを論ず。この

米英露の發展

露人來

青島俊藏の蝦夷拾遺
立原甚五郎の上書

林子平の海防論

寛政の三奇士

林子平
大槻文彦
氏藏

子平の禁錮

ラックスマン
ン来る

定信の江戸
近海沿岸巡視

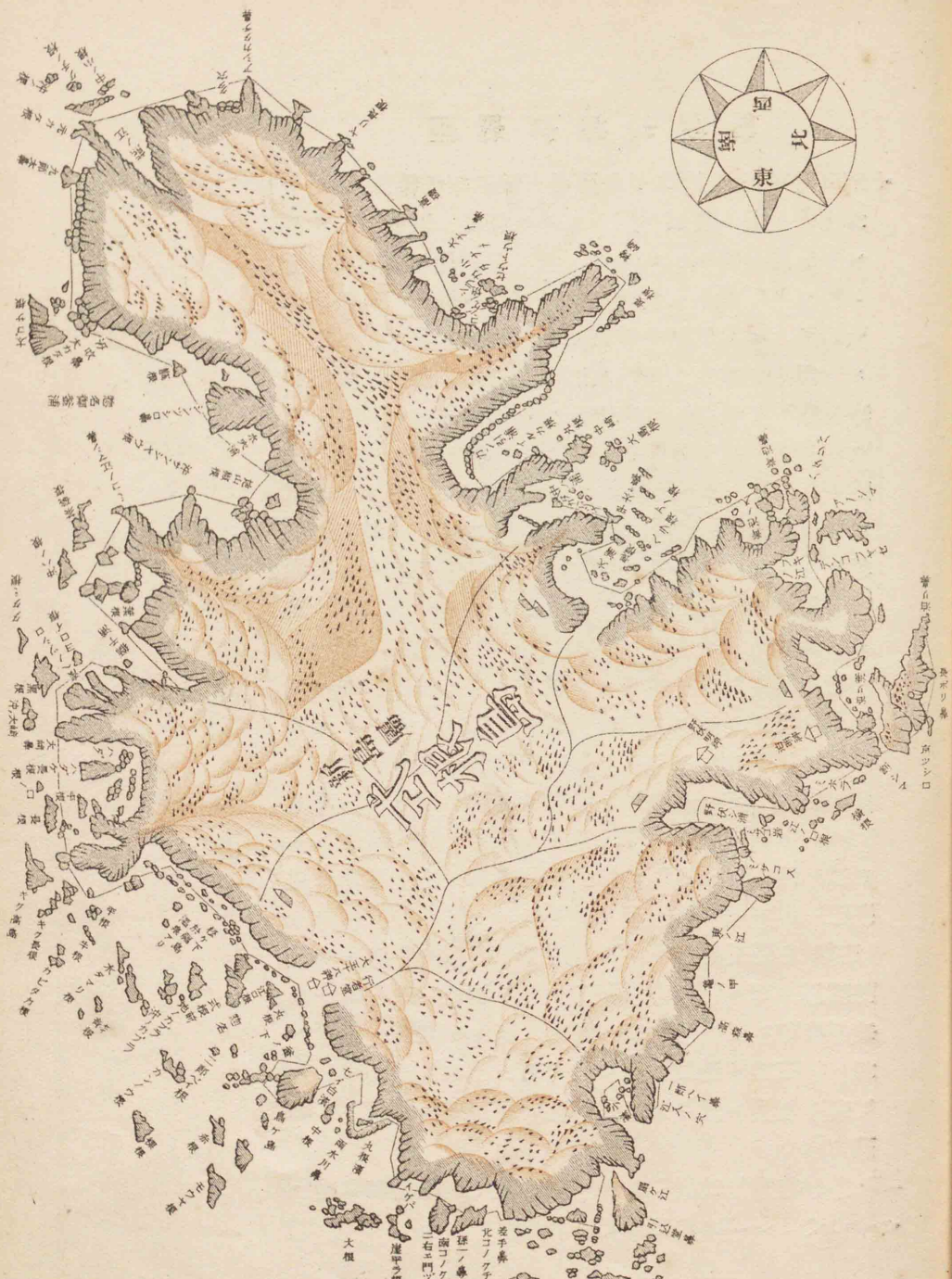
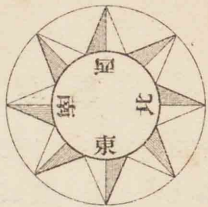


頃、仙臺に林子平あり、夙に内外の形勢を察し、海國兵談・三國通覽等の書を著し、海防を修めて、外寇に備へざるべからざるを痛論せり。子平は、高山彦九郎・蒲生君平と同時の人にて、合せて寛政の三奇士といはる。

林子平の處罰と露人の來航

松平定

信は、林子平の海防論を以て、徒らに世人を惑はす妄言なりとし、寛政四年三四五三これをその藩に禁錮し、版木を燒棄せしめたり。然るに、子平の先見遠はず、露人、益、北邊に迫り來り、この年ラックスマンといふ者、我が漂流民を護送して、根室に至り、書を呈して、通商を請ひたり。幕府は、信牌を與へて、長崎に赴かしめしが、これより、漸く海防に注意し、翌年、定信をして江戸



伊豆國附近島屬式根島沿海地圖模寫

伊能忠敬實測圖

小笠原海軍大佐の『日本帝國海上權力史講義』に曰はく
 林子平ト殆ト時代ヲ同ジクシテ空前ノ偉業ヲナシタ
 ノガ伊能忠敬デアリマス、此人ハ上總ノ小堤村ニ生
 レタノデ、幼少ノ時分カラ天文學ヲ修メタガ、餘程
 不思議ノ人デ、五十歳迄ハ少シモ名ヲ知ラレテ居ラ
 ス、晩年ニ郷里ヲ去ツテ江戸ニ出デ、西洋ノ曆法數
 學ヲ學ブニ及ンデ其發達シタルニ感シテ大ニ悟ル所
 ガアツタト見ユル、五十歳マデハ家ヲ修メテ傍ラ學
 問ヲシテ居ツタノデアリマスガ、江戸ニ出テテ後獨
 リ竊ニ「國家ノ急務ハ世人ヲシテ日本國ノ眞位置ヲ
 知ラシムルニアリ」ト考ヘテ、日本ハ如何ナル國勢
 デ、經緯度ガ何度カラ起ツテ何度ニ至ツテ終ツテ居
 ルト云フコトノ分ルヤウニ立派ナ地圖ヲ拵ヘタイト
 ノ望ヲ起シ、日本各地ノ實測ヲシタイト云フコトヲ
 幕府ニ請フタトコロ、幸ニ許可ヲ得マシタカラ直ニ
 實測ニ取掛ツタケレドモ、器械等モ不完全デ道路ト
 ラモ開ケテ居リマセズ、非常ナ困難ヲ極メタ、然ル
 ニ五十五歳ノ彼レハ百折不撓ノ精神ヲ以テ羅針マデ
 モ自ラ製シタノデ、其著沿岸測量書ノ序ニ高橋作左
 衛門ト云フ人ガ左ノ如ク記シテアル、
 (前略)伊能忠敬命ヲ奉ジテ海邊ヲ測量ス、要トスル
 所羅鍼ニ在リ、其器ノ精巧ナルハ西洋ヲ以テ最トス
 忠敬其巧ヲ借ラズ、自ラ羅鍼ヲ製シテ海邊ノ地勢ヲ
 量リ、山島ノ遠近ヲ望ム、方位ヤ、合ザルモノアレ
 バ岩石險隘ヲ論ゼズ、即チ就テ之ヲ正シ、彌益精
 測ス云々

と。學生諸子、忠敬の學才人物にかんがみ感奮興起す
 るところなくして可ならんや。

近海の沿岸を巡視せしめたりき。

近藤守重伊能忠敬間宮林藏



その後、蝦夷附近に出没する露人、益多かりければ、幕府は、近藤守重(藏重)をして蝦夷地を巡視せしめ、つぎて、伊能忠敬に命じて、蝦夷及びその他の地方を測量せしめ、後、また間宮林藏(宗)をして樺太を探検せしめ、北門の消息、略通ずる所ありき。忠敬は、幕府の天文方高橋東岡の門人にして、天文算數に精しく、幕命によりて、測地の事に當り、寒暑を厭はず、嶮岨を避けず、十七年にして日本輿地實測圖を作成したり。

幕府の蝦夷經營

享和元年(三六二)幕府、吏を遣りて、蝦夷地を巡察せしめ、また松前藩に北海を委するの不安なるを認め、

伊能忠敬
 下總國佐
 原伊能家
 藏

守重の蝦夷
 巡視
 間宮林藏の
 樺太探検

忠敬の實測
 地圖作成

幕吏蝦夷地
 を巡視す

函館奉行設
置及び東蝦
夷直轄

平山行藏の
上書

レサノフ來
る

露人の寇、
西蝦夷の直
轄と松前奉
行設置

翌年、蝦夷奉行を置き、つぎて、これを函館奉行と改め、後ほどなく、松前章廣アキヒロの所領東蝦夷地を永代收公して幕領とし、西蝦夷の地は、なほ舊に仍りて、松前氏をしてこれを管せしむる事としたり。當時、海防を論ずる憂國の士、益多く、平山行藏の如きは、上書して、不逞の徒及び罪人を率ゐ、以て露寇を討たんと請ふに至れり。

露人の來航 文化元年(二四六四)ロシアの使節レサノフ、國書及び方物を齎し、さきに與へられたる信牌を持して、長崎に來り、通商互市を請ふ。幕府、祖法を守りて、これを拒絶せしに、後二年、露人、樺太を侵し、翌年、また擇捉に寇せり。幕府にては、益、北邊の守備を嚴にし、更に西蝦夷の地を松前氏より收め、函館奉行を松前奉行と改め、南部、津輕二藩の兵を發して、要地を分守せしめたり。

英船長崎に
來る

長崎奉行の
自殺

寛政令

文政令

外國船の來
航益多し

英人の來航 文化五年、英人ヘルー等、また長崎に來り、民家を掠む。長崎奉行松平康英、檣を移して、兵を徴したれども、事急にして及ばず、英船遁れ去り、康英は、責を負ひて自殺したり。

外船擊攘令 これよりさき、寛政年間、松平定信の議により、外國船の來航せるものは、來意を尋ね、漂流船なる時は、薪水、食料を給し、諭示に應ぜざるものは、これを擊攘すべしと命じたりしが、第百十九代仁孝天皇の文政八年(三〇八五)更に沿海諸藩に令して、岸に近づける外國船は、事情を問はず、これを擊攘せしむることとし、蘭人をしてこれを諸外國に告げしめき。されど、交通、通信の機關、益發達し、遠洋航海の如きも、また大いにその困難を減ずるに至りしかば、我が沿海に來航する外國船は、年一年にその數を増したり。

學問技藝の
進歩

瀧澤馬琴
徳川三百
年史所載

士風衰敗

内外の形勢

平八郎の人
物

文化文政時代



人心腐敗して、士風崩れ、財政も大いに困難となりしが上に、内には、尊王の思想、益普及し、外には、諸外國が我れを壓せんとする形勢、愈、迫り、幕府衰亡の兆、漸く現れたり。

大鹽平八郎の亂 たまたま、天保の饑饉ありて、人心穩かならず。大阪町奉行所の與力大鹽平八郎、王陽明の學を修めて、才識、自ら高うす。乃ち官穀を發して、窮民を賑恤せんと請ひ、その納れざるを怒りて、兵を擧げ、遂に敗れて自殺せり。時に天

行末もふ
みなたが
へそあき
つしまだ
和の道ぞ
かなめな
りける
徳川齊
昭

平八郎の失
敗

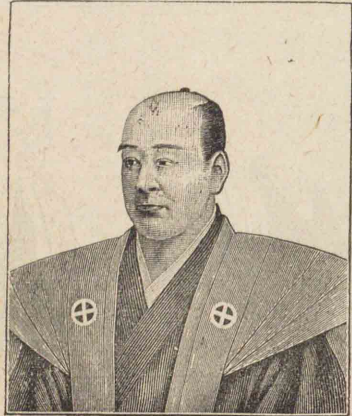
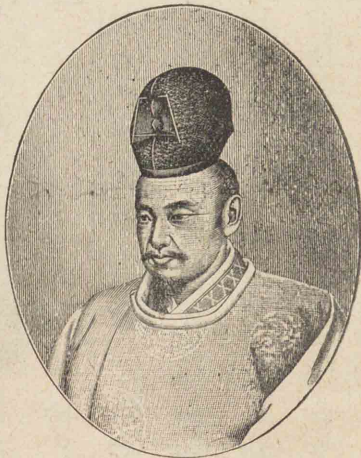
徳川齊昭
徳川侯爵
家藏

藤田東湖
東京帝國
大學藏版
に據る

水戸侯の海
防攘夷論

島津齊彬
開國五十
年史所載

幕府英艦を
撃攘はんと
す



保八年(三
四九七)なり。
この年、家
齊、職を子
家慶に譲
る。

海防攘夷論

當時、海防論、益、上下に喧しかりしが、中にも、水戸藩主徳川齊昭は、天朝を尊奉し、藤田彪(東)等を用ひて、文武を勵み、銳意、海防、攘夷の策を講じ、佐賀の鍋島齊正(直正)薩摩

の島津齊彬等も、また大いに邊防に注意したり。天保九年、英國の軍艦、我が漂流民を送り渡邊嶺山と高野長英

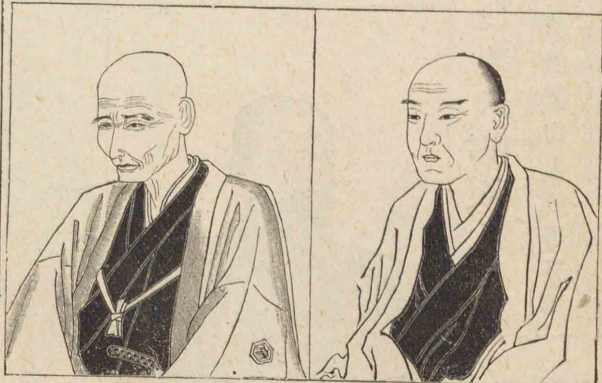
渡邊登
椿椿山筆
東京富士
谷盛興氏
藏

華山及び長
英の識見

高野長英
大槻文彦
氏藏

鴉片の役

外船撃攘令
弛む



幕府の對外態度

來るべしとの風聞あり。實は、前年、米國船モリソンの浦賀に來りしを、事後に於て、英國船來航の如く誤り傳へしなりき。幕府は、さきの撃攘令の旨趣を守り、英船來りなば、これをも撃攘せんとせしかば、蘭學者渡邊登(山筆)、高野長英等書を著して、世界の大勢を察せざる無謀の企なるを論じ、かへりて嚴罰に處せられたり。

この頃、清國は、鴉片輸入の事に關し、イギリスと戦ひて敗れ、地を割き、港を開き、且、償金を出して、和を結べり。この報は、やくも我が國に達せしかば、幕府も、稍、鑑みる所あり、天保十三年(三三〇三)、曩の撃攘令を弛めて、寛政の舊

和蘭の開國
勸告

水野忠邦の
改革斷行

忠邦の失敗

に復したり。後二年、オランダの使節來り、西洋の形勢を述べ、和交の利を説き、つぎて、また、この事につきて上言せしが、幕府は、なほ祖法を守りて、鎖國主義を變ずるを好まざりき。而も、西力東漸の大勢は、我が門戶の開放を見ずんば止まざるなり。

天保の改革

これより先、水野忠邦(藩主)、老中となり、内外の形勢を察し、大いに勤儉尙武の風を振起せんと欲し、猛烈なる手段を以て、舊制改革を斷行し、遊惰を戒め、奢侈を禁じ、風俗の亂れたるを正し、兵備を嚴にし、武技を講習せしめ、新刊圖書檢閲の制をも立てたり。されど、これがために、幕府は、反りて人心を失ひ、忠邦も、その職を罷められて、阿部正弘(藩主)これに代り、一時、大いに人心を得しが、ほどなく、米國使節來朝の事起れり。

第十二章

亞米利加合衆國使節の來朝

開港攘夷の論 和親條約

米國使節來朝の由來

アメリカ合衆國は、獨立以來國勢、駸駸

米國の發展

として進み、將軍家慶の頃には、その領土、既に太平洋岸にま

で及べり。是に於て、合衆國は、頗る意

を東亞に於ける利權の擴張に注ぎ、

第二百二十代孝明天皇の弘化三年(三

五〇六)提督ビッドルをして、船艦二隻を

率ゐて、浦賀に來り、我れに求むるに

開港通商の事を以てせしめたり。然

るに、幕府の峻拒にあひて、その意を達することを得ざりし

かば、更に提督ペリーを派したり。



ペリー

ビッドルの不成功

ペリー浦賀に來る

ペリーの來朝 ぺりー、乃ち

船艦四隻を率ゐ、嘉永六年(三

五三)六月、浦賀に來り、國書を

呈して、修好互市を求む。老中

阿部正弘、諸有司を會して、こ

れに對する處置を議し、浦賀

奉行等をして、ペリーと久里

濱に會見せしめ、その國書を

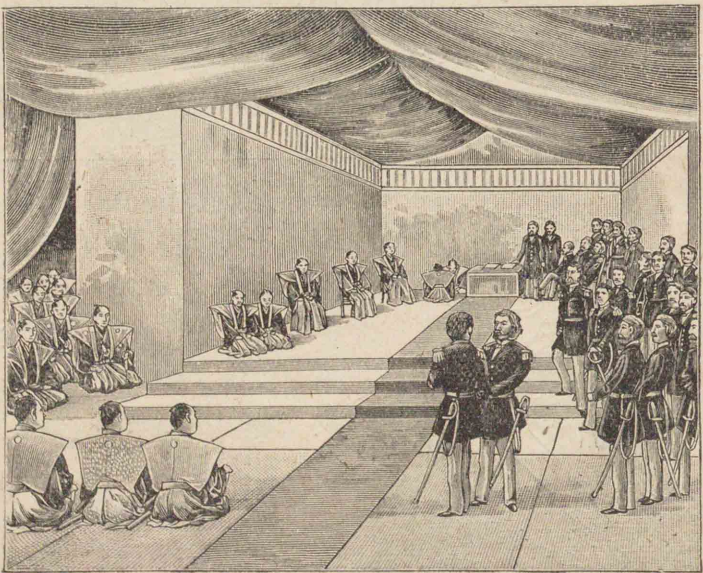
受領し、明年、確答すべき旨を

告げて歸らしめたり。

幕府の措置 幕府は、内外の

形勢の益、急迫せるを見て、兵備を整へ、海防を嚴にせんと欲

し、江川英龍(庵)をして大砲を鑄しめ、高島茂敦(帆)をして砲術



久里濱會見
ペリー日記
本遠征記
に據る

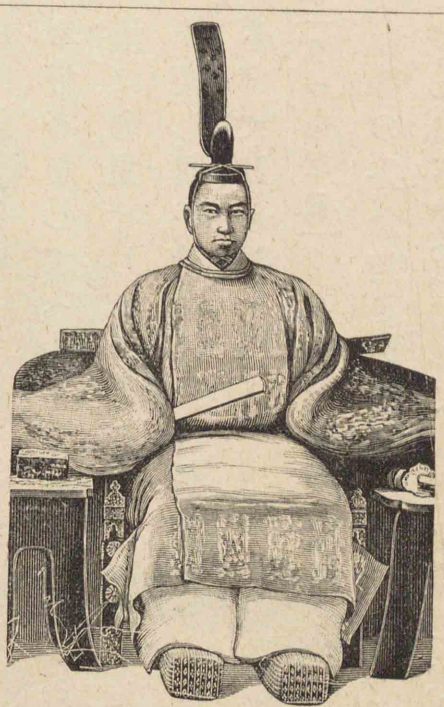
久里濱會見

兵備國防充
實の計畫

孝明天皇
開國五十
年史所載

京都への奏
聞
諸大名への
下問

高島茂敦
宮崎幸麿
氏藏



を教習せしめ、且、大船製造の禁を解き、品川灣に砲臺を築き、軍艦兵器をオランダより購入し、また米使の來意を朝廷に奏し、開港の可否を諸大名に諮

問したり。是に於て、徳川氏祖先以來、國政を専決せし舊慣、始めて破れ、その威令、漸く行はれざるに至れり。
露國使節の來朝 この年、將軍家慶薨じ、子家定繼ぐ。七月、露國の水師提督



プチャチン
長崎に來る

その使命

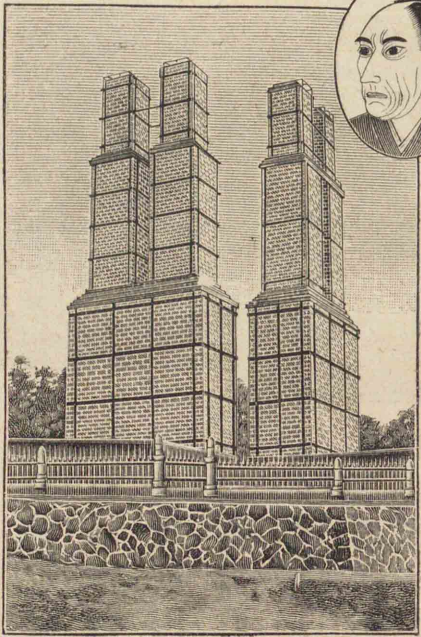
江川英龍及
び反射爐

ペリーまた
來る

神奈川條約



(反射爐は伊豆國中村鳴瀧にあり大砲を鑄んために英龍の築造せしもの)



プチャチン、また軍艦を率ゐて、長崎に來り、鄰好を修め、貿易を開き、且、樺太の境界を定めんと請ふ。幕府、またその決答を他日に期して歸り去らしめたり。
和親條約 翌安政元年

正月、ペリー、前約により、船艦を率ゐりて、去年の決答を求む。時に、和戰の議、未だ決せず、國論、なほ一定せざりしが、幕府は、林、檉等に全權を授けて、ペリーと横濱に會見せしめ、三日、遂に十二箇條より成る和親條約を結びたり。これ所謂神奈川條約なり。その主なる箇條は、日本と合衆國とは、其人

英露蘭との和親條約締結

佐久間啓
東京高等師範學校
藏幅に據る

吉田寅次郎
吉田家藏
畫像

吉田寅次郎
渡米の企



民、永世不朽の和親を結び、場所人柄の差別無之事(條第二)伊豆下田、松前地箱館の兩港は、日本政府に於て、亞墨利加船薪水食料石炭缺乏の品を日本人にて調候丈は給し候爲め、渡來之儀、差免し候。尤下田港は、約條書面調印の上、即時相開き、箱館は來年三月より相始候事(條第三)等なり。つぎて、幕府は、英、露、蘭三國とも、また同様の條約を結べり。是に於て、志士、或は開港を説き、或は攘夷を論じ、世論囂囂たり。

吉田寅次郎と佐久間啓

ペリー、既に

使事を終へ、横濱を去りて、下田に泊するや、長州の人吉田寅次郎(陰松)下田に赴き、米艦に投じて、海外に潜行し、

佐久間象山
罰せらる

ハリス下田
に來る

ハリス謁見
通商條約議
定

堀田正睦の
上京

以てその事情を知らんと欲し、事成らずして罪せられたり。寅次郎が師、信濃の人佐久間啓(山)博學多識にして、夙に開港の意見を持せしが、また連坐の罪に問はれたり。

第十三章 假條約 安政の大獄

通商條約議定

安政三年(三五一六)米國の總領事ハリス、曩に結びたる和親條約に基きて、下田に來り、國書を呈し、且將軍に謁せんことを請ふ。老中堀田正睦(オウサ)佐倉藩主(初名正篤)その請を許しければ、安政四年、ハリス、江戸に入りて、將軍に謁し、退きて幕府の委員と通商條約を議定したり。

條約勅許奏請

幕府は、世論を憚りて、通商條約の勅許を請ひたてまつりしに、朝議、これを許したまはず、正睦、自ら上京

條約不許可

安政五年日
米修好通商
條約書和文

米露の軍艦
來る

井伊直弼の
英斷



原本は外務省の蔵所にありて和英兩國文あり

して懇請せしか
ど、志士多く京都
に集まり、鎖國攘
夷の説、朝廷を動
かししをりなり
しかば、その願意
を達すること能
はず、正睦も、遂に
空しく江戸に歸
りたり。

假條約調印

時に米露の軍艦來り告げて曰はく、英佛相同
盟して支那を撃ち、戦勝の餘威に乘じ、將に來りて、通商條約
の締結を迫らんとすと。大老井伊直弼^{オホノヘ}事情の甚だ切迫^{シホ}

安政五年の
假條約

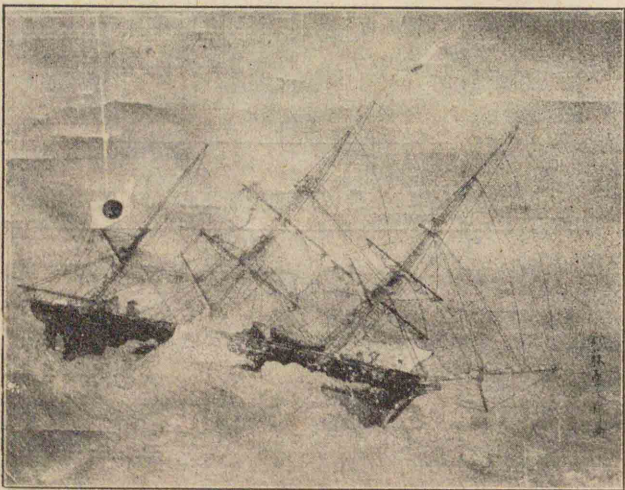
井伊直弼
井伊伯爵
家藏

咸臨丸
木村浩氏
藏史學會
發行史料
業書に據
る



せるを察し、勅許を待たず、遂に斷じて
米國との假條約に調印し、下田・函館の
外、更に長崎・神奈川・兵庫・新潟の四港を
開くべき
こととし、
宿次奉書
を以てこ
れを奏上

したり。これ實に安政五年(三五)
この事なり。是に於て、直弼を非
難する聲、大いに起る。つぎて、幕
府は、蘭・露・英・佛の諸國とも、また
同様の條約を結び、翌年六月よ



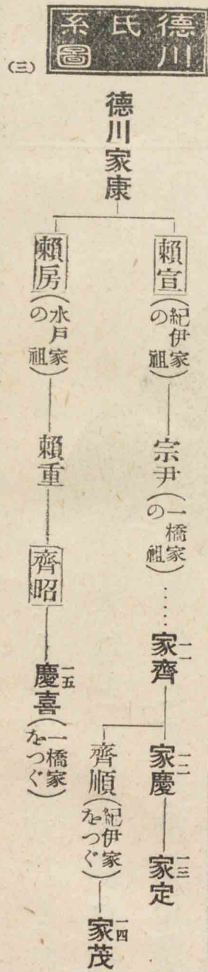
(咸臨丸に福澤諭吉も通辯しとて乗組みたり)

遣米使節一行
桑港新紙
所載

吏員及び軍
艦を米國に
遣はす



頭組 善瀨四郎 計會 森長岡太郎
副使 垣村淡路 正使 新見豐前 監察 栗田豐後 上野(の)後



り、まづ長崎函館・神奈川(濱)の三港を開きて、内外人の互市を許し、つぎて、條約の交換をなさしむるために、使節を米國に派し、別に木村毅(軍艦)、安芳(軍艦)に命じ、軍艦咸臨丸(八戸)に駕して、彼の

國に赴かしめたり。これ我が國人の手を以て自國の軍艦を運轉し、遠く外國に渡航したる始めなり。

將軍繼嗣問題

假條約締結の年、將軍家定薨ぜり。家定子なかりしかば、幕府にては、その繼嗣の事に關し、かねてより論議する所ありき。尾張・越前・薩摩等の諸藩主を始めとして、多くの人人は、德川齊昭の子一橋慶喜(一橋家)が、年既に長じて、賢明の聞えあるを以て、これに心を寄せ、朝廷にても、また年長賢明のものを選定すべきことを沙汰したまひき。然るに、家定の薨去に先だち、直弼は、家定の旨を承け、衆議を排して、年少なる紀伊藩主德川慶福(十三)を迎へて、家定の嗣とせり。慶福、乃ち家茂と改名し、家定、薨ずるに及び、十四代の將軍となりたり。

安政の大獄

この時に當り、幕府の違勅を咎め、直弼の專斷

一橋慶喜を
推す者

直弼紀伊藩
主を迎ふ

世論沸騰

勅書事件

公卿諸侯名士處罰

を憤るもの、益多く、世論大いに沸騰し、慷慨悲憤の舉動に出づるもの少からず、志士等遂に同志の公卿と結び、勅書を幕府及び水戸藩に申し下して、以て爲す所あらんとせり。直弼乃ち老中間部詮勝アキカツを上京せしめ、宮方公卿の家臣、水戸・越前・長州・薩州諸藩の武士、浪人、儒者、僧侶等、すべて世を憂へ、直弼の處置を憤慨せる者を逮捕せしめ、これを江戸に檻致して、悉く禁錮斬流に處したり。是に於て、安島帶刀、梅田源次アツ、郎ハシ、頼三、樹三、郎、橋本左内ハシ、吉田寅次郎等の諸名士、多く除かれ、近衛三條等の公卿も幽せられ、慶喜及び土佐、宇和島兩藩主等は、或は蟄居、或は退隱を命ぜられぬ。これを安政の大獄とす。これに先だち、直弼は、尾張・水戸・越前三藩主をも、また罰したりき。

櫻田の變と公武合體論

この獄のために、天下の人心、益、激し、

親おもふ
る親心今
日のおと
づれ何と
きくらむ
吉田松
陰辭世

直弼の掩殺

公武合體論
と内親王降
嫁

阪下門の變

尊攘論者の
勢

萬延元年(三三二〇)水戸藩の浪士等、直弼を櫻田門外に要撃して、これを殺したり。これより、幕府の威勢、大いに衰へ、尊攘論者の氣、益、熾んなり。是に於て、老中安藤信正ハシ等、相議し、公武合體、上下一致し、朝廷の尊嚴を假りたてまつりて、以て國事を處理せんとし、十年以内を期して、攘夷の功を奏せんことを誓ひ、しきりに皇妹和宮親子内親王の將軍家茂に降嫁あらせられんことを請ひたてまつれり。朝廷、やむなく、これを許したまひ、文久元年(三三二二)内親王をして東下せしめ、たまふ。されど、幕府は、かへりて益、尊攘論者の怨を深くし、翌年正月、信正は、浪士のために、阪下門外に要撃せられて、負傷するに至れり。

京都の形勢

當時、諸藩を脱走して、京都に集まれる尊攘論者、甚だ多く、同志の廷臣と合體して、頗る勢あり。平野國臣等

討幕論

島津久光の
入京

毛利元徳

大原重徳の
東下

松平慶永

幕府の威力
益々衰ふ

の如きは、文久二年、薩摩の島津久光(齊彬)を東上の途に要し、皇駕を奉じて、幕府の罪を問ひ、併せて攘夷を執行せんことを迫るに至れり。久光、これを慰諭して入京し、輦下鎮靜のため、京都滞在の命を拜せり。久光は、夙に尊王の大義を唱へ、志士の間に重きをなせるものなり。



勅使東下

既にして、勅使大原重徳

久光を従へて東下し、將軍の上洛を促し、且、幕政を改良すべきことを命じぬ。家茂、詔を奉じ、慶喜を擧げて後見となし。前越前藩主松平慶永(オシナガ)を政事總裁職とし、頗る改新する所ありしが、幕府の威力は、かへりて益々衰



三條實美等の
東下とそ
の使命

長州藩の世
子及び土佐
藩主の入京

攘夷論の中
心
八幡祠前に
於ける失態

へ、時局、漸く一變せんとせり。

別勅使と長土二藩

つぎて、朝廷は、また三條實美等(サネトミ)を勅使と

して、江戸に下し、攘夷の決定を促したまひき。これよりさき、長州藩の世子毛利廣封(元徳)、土佐藩主山内豊範(トヨノリ)も、また相つぎて入京し、島津氏と同じく、闕下鎮撫の詔を拜し、威望、天下に重かりき。蓋し、實美等の東下を見しも、また實に長土二藩の周旋に出づといふ。

第十四章 長州征伐

下ノ關事件

文久三年(三三三三)三月、將軍家茂、上洛す。當時、京

都にては、攘夷論、勢を得、長州藩、その中心たりき。四月十一日、車駕、男山に行幸し、八幡の祠前に於て、攘夷の節刀を家茂に授けんとしたまふ。家茂、病と稱して従ひたてまつらず。より

攘夷の期

下ノ關事件

て、慶喜に代理を命じたまひしに、これもまた急病と稱して退出せり。されど、家茂遂に勅を奉じ、五月十日を以て、攘夷の期と定めたり。期に至り、長州藩ひとり令を奉じて、米國船を下ノ關海峽に砲撃し、つぎて、蘭佛兩國の軍艦をも砲撃せり。翌元治元年、英・米・佛・蘭聯合して下ノ關を砲撃し、互に勝敗あり、つぎて和を講ぜり。

生麥事件

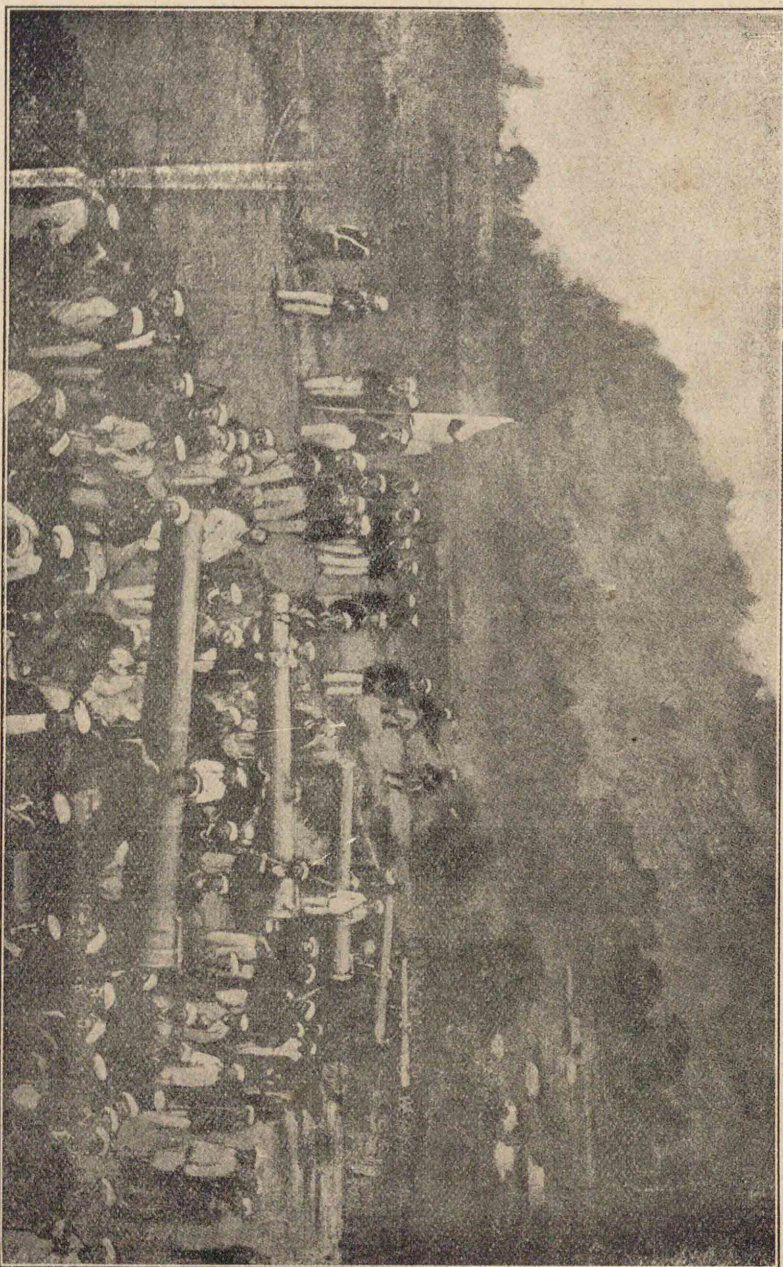
さきに、島津久光が、勅使を護して東下するや、歸

久光の從士
英人を斬る

英人の嚴談

償金を出す

途、生麥村に於て、從士、英人の無禮を怒りて、これを斬りければ、將軍上洛の前月、英國軍艦、舳艫相啣みて、横濱港内に入り、代理公使ジョンニール、幕府に向ひて、嚴談する所ありき。然るに、將軍既に上洛して、京都に留まりしを以て、幕府は、大いにその處置に惑ひ、屢、決答の期を延ししかど、文久三年五月、遂にやむなく、英人の要求に應じ、償金を出して、その局を結び



(藏家爵侯上井) 擊砲關ノ下

下、關は、元治元年八月五日より、同月八日に至るまで、英・米・佛・蘭四箇國聯合艦隊の砲撃を受けたり。本圖は、砲臺占領の光景を、同艦隊乗組員の、親しく撮影したる原版より、油繪に描寫せるものに係る。

鹿兒島砲撃

たり。つぎて、英艦は、被害者の遺族扶助料及び兇行者の處分を要求せんとて、鹿兒島に迫り、反りて撃退せられたり。されど、幕府は、やがて、彼れの主張する扶助料を與へて、和を講ぜり。

朝議の急變と尊攘黨の蜂起

御親征の議

當時、京都にては、攘夷の議、益々盛んにして、文久三年八月、車駕、大和に行幸し、畝傍御陵を拜し、御親征を議したまはんとの大詔下るに至れり。然るに、薩摩會津兩藩士等、朝廷の溫和黨と結び、中川宮朝彦親王をして、そ

大和行幸の
中止と長州
藩の勅勘

三條實美



の不可を奏せしめしかば、朝議、俄かに變じて、大和行幸を止められ、攘夷論の主張者たる長州藩の禁衛を解き、且、三條實美等に謹慎を命ぜられたり。長州人、乃ち實美以下同志の廷

吉野生野筑波の變

臣七人を奉じて、長州に走りぬ。よりて、詔して七廷臣の官爵を削り、長州人の入京を禁じたまふ。是に於て、尊攘論者、大いに激し、藤本眞金(石織)、松本衡(堂)等は、大和の吉野に據り、平野國臣等は、但馬の生野に兵を擧げ、つぎて、水戸の藤田小四郎、武田耕雲齋等も、また兵を集めしが、久しからずして、皆平げられたり。

元治の變

長州藩士等は、深くその主の勅勘を蒙れるを遺憾とし、元治元年、(三二四)藩主



父子、及び七廷臣の免罪を請はんとて、老臣福原元佃(モト)以下、多數相率ゐて入京せり。京都守護職會津藩主松平容保(カマ)、所司代桑名藩主松平定敬、薩摩

長州人の入京

松平容保
京都守護
職始末所
載

蛤御門の變

藩等の兵と共に、防ぎ戦ひて、これを破る。この役、銃丸、禁闕に及ぶものありき。

初度の長州征伐

幕府、乃ち奏して征長の師を起す。前尾張

征長總督

藩主徳川慶勝(ヨシ)、總督たり。長州藩主毛利敬親(チカ)、(初名)一意、恭順を

毛利氏の恭順

表し、老臣等を斬りて、罪を謝せしかば、翌慶應元年、(三二五)正月、總督以下凱旋せり。

再度の長州征伐

然るに、長州藩士の中には、この恭順を喜

長藩の態度一變

高杉晉作

薩藩その他態度



ばざるものあり、首魁高杉晉作等、兵を擧げて、恭順黨を討ち、藩論を一新して、専ら戦備を修めたり。是に於て、幕府は、再征の令を下し、將軍家茂、親ら大阪に行きて、軍を督せしが、薩摩藩は、斷

然、出兵を辭し、その他の諸藩にも、また幕命に従はざるものありて、幕軍の士氣甚だ振はざりき。

假條約勅許

時に英・米・佛・蘭兵艦を連ねて、大阪灣に入り、條約の勅許及び兵庫開港を請ふこと甚だ急なり。廷議遂に安政五年の假條約を許したまひしが、兵庫開港はなほ聽許せられざりき。

征長の結末

征長の幕軍は、連戦利あらず、將軍家茂、また病を以て大阪に薨じたり。乃ち勅して戦を停めしめ、慶喜をして軍職をつがしむ。時に慶應二年十二月なり。この月、天皇もまた崩じたまひ、翌三年正月、明治天皇、寶祚を踐ませたまふに及び、大喪の故を以て、征長の師を解かしめたまへり。

第十五章 大政奉還

諸外國の強請
兵庫開港不許可

將軍の薨去

天皇の崩御

解兵

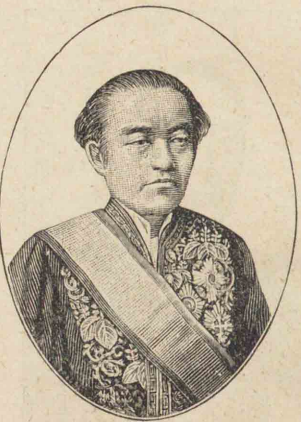
幕府の無力
と時論の變化

岩倉具視

討幕運動の
樞軸

討幕運動

徳川慶喜、十五代將軍となり、やがて征長の師も



解かれけるが、幕府の威權、既に全く地に墜ち、内外の政務を處する力なし。從來、幕府に對して、多少の望を屬したる佐幕黨の人人も、今や漸く與に謀るに足らざるを覺り、寧ろこれを倒して、以て皇國を振起せざるべからざるを考ふるに至れり。この運動の中心者は、薩摩藩士西郷隆盛、大久保利通等にして、岩倉具視以下の公卿と結び、また長州藩と氣脈を通じ、その藩士木戸孝允等と共に、益、討幕の密謀を進め、更に藝州藩士をも誘ひて、これに加はらしめたり。

山内豊信の意見

前土佐藩主山内豊信、事の未だ發せざるに先だち、幕府をして大政を返上せしめ、斷然、大權を朝廷

大政返上意

山内豊信

後藤象二郎
等の上京

後藤象二郎

建白書の一
部分

徳川慶喜

に復し、以て靜穩の政變を行ふに如かずと思惟し、慶應三年九月、建白書を裁し、その臣後藤象二郎・福岡孝弟等を上京せしめて、これを慶喜に上らしめたり。その文中に「唯幾重にも公明正大の道理に歸し、天下萬民と共に、皇國數百年の國體を一變し、至誠を以て萬國に接し、王政復古之業を建てざる可らざるの大機會と奉存候」の文句ありき。



大政返上 慶喜深く時勢を察し、心ひそかに決する所あり、この年

二條城會議
と後藤象二
郎及び小松
帶刀

政權奉還上
奏文の略

十月十三日を以て、在京諸藩の重臣等を二條城に召し、大政返上の上奏案を示したり。後藤象二郎及び薩摩藩士小松帶刀、大いにその英斷を賛成しければ、慶喜意愈決し、翌十四日、直にこれを奏上したり。その略に曰はく

皇國時運の沿革を考へ候に昔王綱紐を解き、相家權を執り、保平の亂、政權、武門に移りてより、祖宗に至り、更に寵眷を蒙り、二百餘年、子孫相承、臣其職を奉ずと雖も、政刑當を失ふこと不少、今日の形勢に至候も、畢竟薄徳之所致、不堪慚懼候。況や當今外國之交際、日に盛なるにより、愈、朝權一途に出不申候而は、綱紀難立候間、從來之舊習を改め、政權を朝廷に奉歸し、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕候得ば、必ず海外萬國と可並立候。慶喜國家に所盡、是に不過と奉存候

と。これ實に薩長二藩が討幕の密勅を拜受せしと同日の事にして、翌日、直に勅許ありたり。家康が將軍となりしより、十五代二百六十五年、江戸幕府、遂に亡びて、政權、朝廷にかへり、

勅許
徳川氏十五
代二百六十
五年

萬機親裁の古に復したり。さきに源頼朝が幕府を鎌倉に創めて、武家政治の基を開きしより、ここに至るまで、實に六百八十餘年なり。

國是議定の
ために諸侯
を召さる

王政復古

朝廷、乃ち國政の方針を議定せんために、諸大名の上京を命じたまふ。前越前藩主松平慶永、前土佐藩主山内豊信、前佐賀藩主鍋島齊正、前宇和島藩主伊達宗城ムネナガ及び薩摩の島津久光も、また特に上京の命を蒙れり。つぎて、三條實美以下の官位を復して、その歸京を許し、また毛利敬親等の罪をも免したまひ、攝政・關白・征夷大將軍、及び守護職・所司代等を廢し、新に總裁・議定・參與の三職を置き、有栖川宮熾仁親王を以て總裁となし、仁和寺宮嘉彰親王コウアキ（後仁親王）山階宮晃親王アキラ、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之、島津茂久（後忠義）、徳川慶勝、淺野茂勳（廣島藩主）、松平慶永、山内豊信を議定に任じ、大原

總裁議定參
與の新設

王政復古の
大號令

重徳・岩倉具視等五名を參與とし、王政復古の大號令を發布したまふ。

自今、攝關幕府、廢絶、即今、先假に總裁・議定・參與之三職を置き、萬機、可被爲行諸事、神武創業の始に基き、摺紳武辨堂上地下の別なく、至當の公議を竭し、天下と休戚を同く、可被遊觀慮に付、各勉勵、舊來驕怠の汚習を洗ひ、盡忠報國の誠を以て、可致奉公候事

と。つぎて、また西郷隆盛、大久保利通、後藤象二郎、福岡孝弟等、十數人を參與とせられたり。

岩倉具視と王政維新

これよりさき、岩倉具視、尊王家玉松操と共に、復古の業を謀る。操、復古の目的は、中古の制度を本とせず、専ら神武天皇創業の御旨趣に基き、進取濶大の政務を執るべきを論ず。具視、その言を納れ、以て國事を贊畫し、王政復古の大業、始めて成り、大小の政令、悉く朝廷より出づるこ

玉松操の意
見

王政維新

ととなりぬ。世稱して王政維新といふ。

第十六章 伏見・鳥羽の戦 明治戊辰の役

徳川慶喜の境遇

慶喜に對する御内旨

大政奉還後、前將軍徳川慶喜は、内大臣の官を以て、なほ二條城に在りしが、嘗に王政復古の大改革に與らざりしのみならず、その内大臣を辭し、封土を納むべき内旨をさへ受けしかば、譜代の將士等、これを喜ばず、殺氣、京都に滿ち、闕下騷擾せり。慶喜も、また、朝意、初めに異なるが如きを見て、心ひそかに含む所あり。よりて衆を鎮撫すと稱し、十二月、遽かに會津・桑名以下の藩主を従へて、大阪に退き、抗疏して、一二の巨藩、擅に威福を弄することを論じたり。既にして、江戸巡警の莊内藩士、薩摩藩士と事を生じ、薩人、砲を放ちて、その屯營を襲ひしかば、莊内藩士は、前橋・松山等の諸藩

慶喜の退京

薩藩邸襲撃

士と共に、命を受けて、薩摩藩邸を撃ちたり。その報、大阪に到るや、將士、意益、決せり。

伏見・鳥羽の戦

慶喜入京の企圖

慶喜等の東歸の詔下

勝安芳

明治元年正月、慶喜、討薩の表を捧げ、會津・桑

名等の兵を先鋒とし、將に入京せんとせり。よりて薩・長の二藩に命じて、これを伏見・鳥羽に邀へ撃たしめ、更に嘉彰親王を征討大將軍に任じ、錦旗・節刀を授けたまふ。幕兵、敗れて大阪に走り、慶喜は、松平容保、松平定敬等とともに、夜に乗じて、



海路、江戸に走りぬ。乃ち征討の詔を發し、公卿諸侯をして、去就を決せしめ、慶喜以下の官位を削りたまひ、舊幕領を以て朝廷の直隸となすの布告書を諸道に掲示せしめられたり。

勝安芳の筆

西郷隆盛の勝安芳に答へたる書

以石二月官軍と鋒至品川十五日未だ
 不侵野の令ありと同日未だ鋒を渡す
 送る一是以希ふ余高橋隆盛の郎子に
 時事一借をせしめ我と一不初の見事曰
 答曰今試み君と我と易い我らととと君
 評意を能くせしめ我らととと君と
 経例す

慶喜の恭順

二月、朝廷、熾仁親王を東

征大總督となし、西郷隆盛、林通顯藩士和島を參謀とし、旌旗堂、江戸に向はしむ。
 慶喜、上野寛永寺に屏居し、勝安芳を遣はし、西郷隆盛に就きて、具さに恭順の

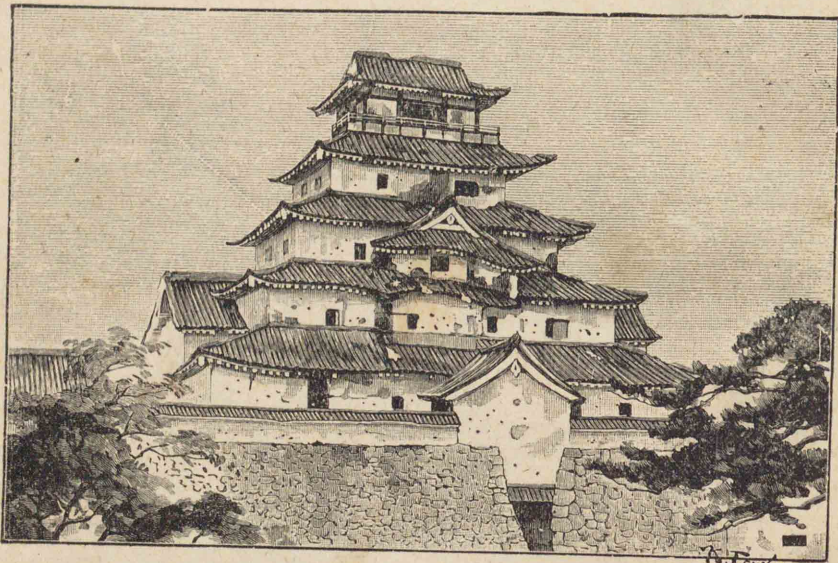
慶喜の恭順と勝安芳

号無相備を以て
 守田下直り本館
 今もたはわらわら
 丹正正せり海に作る
 向ふ口はわらわら
 中未のゆふゆふ
 二月十四日
 安房の報 安房の報

江戸攻撃中止

奮若松城

榎本武揚



状を陳べしめ、深くその罪を謝したり。總督の宮、乃ち令して江戸攻撃を止め、状を朝廷に奏し、慶喜の死を宥して、これを水戸に幽し、江戸城及び軍艦兵器を收め、後、田安家達をして、宗家を嗣がしめられたり。

舊幕臣反抗の企圖

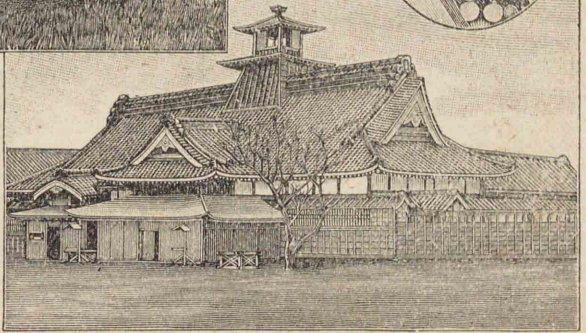
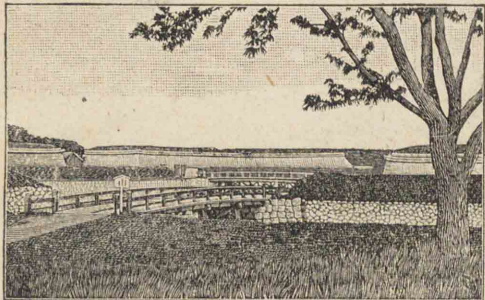
然るに、舊幕臣等の中には、徳川氏に對する舊誼を思ひて、順逆を誤る者あり。榎本武揚は、船艦を率ゐて脱走せんことを企て、

大鳥圭介
彰義隊

榎本武揚及
び戊辰の役
當時の五稜
廓内廳舎

彰義隊の残
徒及び大鳥
圭介等會津
に遁る

五稜廓の現
狀



五稜廓は安
治元年に
築かれた
石造りの
城で、周
りに濠を
めぐらし
、城内に
川を流し
、水は飲
用と、舟
の交通に
用いた。
面積は二
萬坪、高
さ九尺五
寸、堅固
無比であ
り、砲臺
も、手田
も、築か
れた。

大鳥圭介等は、下總に走り、彰義隊の徒は、入道公現親王（後北白川宮）を奉じて、上野に據る。つぎて、彰義隊は、官軍に破られ、残徒等、親王を奉じて、會津に走る。また大鳥圭介等は、總野の間に轉戦し、大いに官軍を惱ししが、宇都宮・日光等に敗れ、また會津に走れり。奥羽平定　これよりさき、會津藩主松平容保、奥羽・越後の諸藩と結び、若松城に據

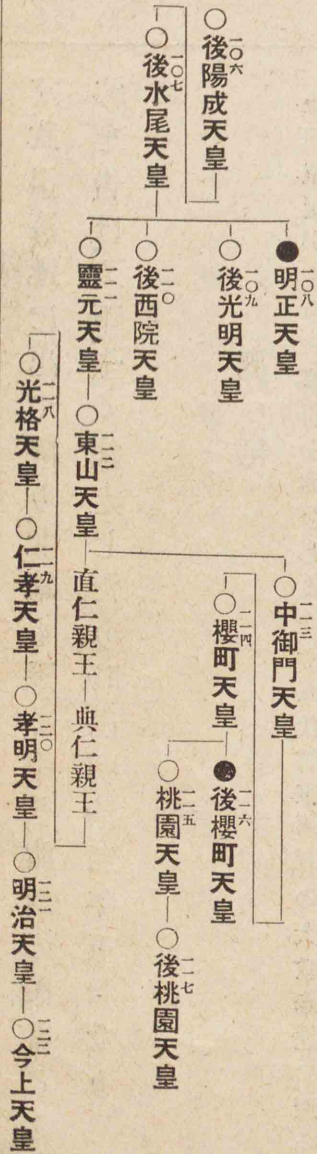
若松城降伏

東北平定

榎本武揚等
五稜廓に據

りて、死守の計をなせり。官軍、越後口・白河口より進撃し、齊しく若松城に迫り、明治元年九月、遂にこれを降したり。これと相前後して、その同盟諸藩も、また皆歸順し、十月、奥羽、全く平ぎければ、十二月、陸奥を分ちて、磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の五國となし、出羽を分ちて、羽前・羽後の二國とせられたり。
北地平定　榎本武揚は、軍艦を率ゐて、陸奥の沿海にありしが、若松城陥るや、大鳥圭介等を載せて、函館に走り、五稜廓に據る。既にして、官軍、進み攻め、武揚等に懇諭する所ありけれ

皇室
御系



北地平定と
維新戦亂終
局

ば、武揚等、遂に出で降り、北地も悉く平ぎ、維新の戦亂、ここに終を告げ、天下、全く鎮定したり。時に明治二年五月なり。

概 括

徳川家康が、江戸に幕府を開きしより、十五代將軍慶喜の大政奉還に至るまでは、江戸の徳川幕府が、巧妙なる封建政治を以て、約二百六十五年間の太平を致したる時代なり。今、これを左の三期に分つ。

〔一〕江戸幕府創業期 この期は、第百六代後陽成天皇の慶長八年より、第百九代後光明天皇の御代の末年に至るまで、即ち家康の江戸幕府開始より、三代將軍家光の世の終りに至る間に、久しく廢れたる文教を起し、幕府の制度を整へ、實際に於て、よく全國を統制し得る鞏固なる中央政府の成りたる時なり。この期のはじめに當りては、邦人頗る冒險の氣象に富み、著しく進取の傾を有し、盛んに外に向ひて膨脹せんとせり。幕府にても、海外貿易を盛んにして、國富を増さんの方針にて、寧ろこの機運を助長し、來航せ

る外人をも歡迎したりしが、宗教上の關係より、家光の異國渡航禁止となり、海外膨脹の勢は、これがために抑へられ、開國の主義は、遂に鎖國に變じたり。

〔二〕江戸幕府隆盛期 この期は、第百九代後光明天皇の御代の末年より、第百二十代孝明天皇の嘉永六年に至る。即ち四代將軍家綱より十二代將軍家慶までの間に、文學、益、盛んになり、藝術、愈、興起して、まづ元祿時代の盛運を見つぎて、新井君美、一代の學者を以て、大小の幕政に參與し、文飾の風、漸く起らんとせり。然るに、八代吉宗立つに及び、つとめて武家風に復し、質素儉約を獎め、法律を改正し、實學、實業を奨勵し、所謂享保の治をなしぬ。九代家重、十代家治の時、田沼父子權を専らにして、吉宗中興の政衰へ、加ふるに、天明の大饑饉ありて、人心、とかくに安からざりしが、十一代家齊に至り、松平定信の輔を得て、遂に寛政の改革を行へり。これよりさき、諸種の學問、殊に國學の興れるにつれて、我が國體を明かにし、尊王の大義を唱ふるもの、漸く多く、定信の頃には、高山彦九郎、蒲生君平等の尊王家も出てたり。これまで、鎖國政策行はれ、對外的活動としては、殆どなかりしが、蘭學の漸く開け

しままに、自ら海外の形勢に通じて、意を國防に用ふるもの出てぬ。定信以來、ロシア等の船次第に我が近海に出没するや、ここに海防問題盛んに起りて、尊王論とともに、頗る人心を動かしたり。然るに、定信の退職後、奢侈、また起りて、士風くづれ、幕府、漸く衰運に向へり。この時に當りて、天保の饑饉あり。大鹽平八郎の亂も起りたり。十二代家慶の時、水野忠邦、天保の改革を企てて失敗し、幕府の運命は、益々衰亡に近づけり。

〔三〕江戸幕府衰亡期 本期は、第二百十代孝明天皇の嘉永六年より、明治天皇の慶應三年に至る。即ち家慶の末年より、十五代慶喜の大政奉還に至る間なり。米艦渡來以後、和親開戦の争論、盛んなりしが、大老井伊直弼、遂に假條約に調印し、且、幼主家茂を紀伊家より迎へ立てければ、國論、愈々沸騰し、開港攘夷、尊王、佐幕、互に争ひ、直弼も、安政の大獄を起し、つぎて掩殺せられたり。これより、幕府の威權、地に墜ち、政治の中心、江戸を去りて、漸く京都に移らんとせるをりしも、薩長土等の大藩、入りて京都を護り、志士、その間に奔走して、朝議を制せんとし、幕府は、遂に長州征伐に失敗して、愈々權力を失ひ、十五代慶喜、將軍となるに及び、久しからずして、大政を奉還したり。

師範學校
歴史教科書

日本歴史 中卷終

日本歴史



年表

關ヶ原の戦より明治
戊辰の役に至る

江戸幕府創業期		江戸幕府創業期		江戸幕府創業期		江戸幕府創業期			
御代數	天皇	御在位年限	年號 (紀元年數)	重なる事蹟	御代數	天皇	御在位年限		
113	中御門	二二六九—二二九五	同五 (二二八〇)	徳川吉宗征夷大將軍に任ぜらる 東山天皇の皇子直仁に親王を宣下す キリスト教以外の洋書の購讀を許す	106	後陽成	二四一—二七一	同八 (二二六三) 同一〇 (二二六五) 同二四 (二二六九)	關ヶ原の戦 徳川家康征夷大將軍に任ぜらる 朝鮮との交通再び開く 島津家久琉球を伐つ。オランダ人に通商を許す
112	東山	二二四七—二二六九	同四 (二二五〇) 同五 (二二五二) 同六 (二二五三) 同七 (二二五四) 同八 (二二五五) 同九 (二二五六) 同一〇 (二二五七) 同一一 (二二五八) 同一二 (二二五九)	徳川吉宗征夷大將軍に任ぜらる 林信篤大學頭を任ぜらる 赤穂義士の復讐 徳川家宣征夷大將軍に任ぜられ新井君美を登庸す	107	後水尾	二二七—二二八九	同七 (二二七二) 同八 (二二七三) 同九 (二二七四) 同一〇 (二二七五) 同一一 (二二七六) 同一二 (二二七七) 同一三 (二二七八) 同一四 (二二七九) 同一五 (二二八〇) 同一六 (二二八一) 同一七 (二二八二) 同一八 (二二八三) 同一九 (二二八四) 同二〇 (二二八五) 同二一 (二二八六) 同二二 (二二八七) 同二三 (二二八八) 同二四 (二二八九)	切支丹宗の禁令を嚴にす イギリス人に通商を許す。支倉常長ローマに使用 大阪夏の役 徳川秀忠の女和子入内して女御となる 徳川家光征夷大將軍に任ぜらる 女御和子中宮となる 天皇位を皇女(明正天皇)に譲りたまふ
111	靈元	二二三—二二四七	同三 (二二四〇) 同四 (二二四一) 同五 (二二四二) 同六 (二二四三) 同七 (二二四四) 同八 (二二四五) 同九 (二二四六) 同一〇 (二二四七)	徳川綱吉征夷大將軍に任ぜらる。大老酒井忠清やめらる 綱吉生類憐みの令を發す(後廢令を重ぬ)	108	明正	二二八—二二九〇	同二 (二二八三) 同三 (二二八四) 同四 (二二八五) 同五 (二二八六) 同六 (二二八七) 同七 (二二八八) 同八 (二二八九) 同九 (二二九〇)	洋書の舶載を禁す 重ねて切支丹宗嚴禁の令を發す(爾後數回禁令を重ぬ) 參勤交代の制定 島原の亂起る(明年二月平く) オランダの外西洋諸國との貿易を嚴禁す
110	後西院	二二四—二二三二	同三 (二二四七) 同四 (二二四八) 同五 (二二四九) 同六 (二二五〇) 同七 (二二五一) 同八 (二二五二) 同九 (二二五三) 同一〇 (二二五四)	徳川光圀大日本史の編纂をはじめむ	109	後光明	二二〇—二二四	慶安四 (二二二一)	徳川家光薨す。由井正雪の陰謀

期 業 創			江 戸 幕 府 隆 盛 期										江 戸 幕 府 衰 亡 期							
108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121							
明 正	後 光 明	後 西 院	靈 元	東 山	中 御 門	櫻 町	桃 園	後 櫻 町	後 桃 園	光 格	仁 孝	孝 明	明 治							
二二八九—二三〇三	二二〇三—二二三四	二二四一—二二三二	二三三三—二三四七	二三四七—二三六九	二二六九—二三九五	二三九五—二四〇七	二四〇七—二四二二	二四二二—二四三〇	二四三〇—二四三九	二四三九—二四七七	二四七七—二五〇六	二五〇六—二五二六	二五二七—二五七二							
同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇	同 七 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇 同 一〇							
天皇位を皇女(明正天皇)に譲りたまふ。	洋書の舶載を禁す。重れて切支丹宗殿禁の令を發す(爾後數回禁令を重ぬ)。	重くて切支丹宗殿禁の令を發す(爾後數回禁令を重ぬ)。	參勤交代の制定。島原の亂起る(明年二月平ぐ)。	オランダの外西洋諸國との貿易を嚴禁す。	徳川家光薨す。由井正雪の陰謀。	徳川光圀大日本史の編纂をはじむ。	徳川綱吉征夷大將軍に任ぜらる。大老酒井忠清やめらる。網吉生類憐みの令を發す(後屢令を重ぬ)。	忍岡の聖堂を湯島に遷す。林信篤大學頭に任ぜらる。赤穂義士の復讐。	徳川家宣征夷大將軍に任ぜられ新井君美を登庸す。	徳川吉宗征夷大將軍に任ぜらる。東山天皇の皇子直仁に親王を宣下す。キリスト教以外の洋書の購讀を許す。足高の制を定む。	吉宗子宗武に江戸城田安門内の邸を與ふ。	徳川家重征夷大將軍に任ぜらる。徳川家宣征夷大將軍に任ぜらる。徳川家重征夷大將軍に任ぜらる。徳川家宣征夷大將軍に任ぜらる。	竹内式部尊王論を唱へて罪せらる。家重子重好に江戸城清水門内の邸を與ふ。徳川家治征夷大將軍に任ぜらる。	山縣大貳等罰せらる。	田沼意次老中となる。ロシヤ人國後島に來る。	徳川家齊征夷大將軍に任ぜらる。松平定信老中となる。徳川家齊征夷大將軍に任ぜらる。松平定信老中となる。皇居炎上す。林子平罰せらる。ロシヤの船根室に來る。松平定信豆相房の沿岸を巡視す。和學講談所を建つ。昌平坂學問所を官立となす。近藤守重蝦夷を巡視す。幕府七年を限りて東蝦夷の措置に當る。伊能忠敬蝦夷地の測量を始め(後全國に及ぶ)。	蝦夷奉行を置きつきて函館奉行と改む。ロシヤの使節長崎に來る。ロシヤ人北海に寇す。函館奉行を松前奉行と改む。間宮林蔵樺太に至る。イギリスの船長崎に來りて亂暴す。	外國船擊攘の令を發す。大鹽平八郎亂を大阪に作す。徳川家慶征夷大將軍に任ぜらる。渡邊登・高野長英罪せらる。外國船擊攘の令を弛む。	ピツドル來る。明治天皇御降臨。ペリー來朝。ロシヤの使節また來る。ペリー再來。神奈川條約を結ぶ。ハリス下田に來り翌年將軍に謁見す。堀田正睦上京して條約の勅許を奏請す。井伊直弼大老となる。假條約調印。安政の大獄。櫻田の變。親子内親王降嫁。阪下門の變。島津久光入京す。勅使大原重徳東下。生麥の變。勅使三條實美東下。將軍上洛。男山行幸。長薩二藩外國の艦船を砲撃す。三條實美等七人長州に走る。元治の變。長州征伐。長州再征。將軍家茂薨す。徳川慶喜征夷大將軍に任ぜらる。孝明天皇崩御(太陽曆推歩翌年一月三十日)。	正月踐祚。大政奉還。王政復古の大號令を發したまふ。伏見・鳥羽の戰。慶喜西郷隆盛によりて罪を朝廷に謝す。若松城陥りつきて奥羽全く平ぐ。榎本武揚等降り維新の戰亂終結す。

明治四十四年一月三日印
 明治四十四年三月十六日訂正印刷
 大正二年九月十五日修訂印刷
 大正三年一月十四日修正二版印刷
 大正五年十月廿八日改訂印刷

明治四十四年一月七日發
 明治四十四年三月十九日訂正發行
 大正二年九月二十日修訂發行
 大正三年一月十九日修正三版發行
 大正五年十月廿一日改訂發行

書科教史歷故學定師
 史歷本日
 (版改年六正大)

大正七年度臨時定價	上卷金壹圓
中卷金四拾七錢	中卷金四拾七錢
下卷金四拾六錢	下卷金四拾六錢



著者 峰岸米造
 發行者 合資六盟館
 右代表者 杉本七百丸
 印刷者 高橋郁

東京市小石川區白山御殿町百廿七番地
 東京市日本橋區鐵砲町三番地
 東京市京橋區月町二十五番地

發行所
 關西大販賣所

東京市日本橋區鐵砲町三番地 合資六盟館
 電話 神田一三六四番 振替口座東京二二五五〇番
 大阪市南區心齋橋筋一丁目 振替口座大阪四三三番
 電話 南九番 村文海堂

合資 六盟館
發行圖書
大販賣所

東京市京橋區
南傳馬町二丁目
電話京橋二六三番
目 黑書店
振替口座東京二八〇九番

東京市日本橋區
鐵砲町
電話神田一三三三番
榊原書店
振替口座東京三〇九〇番

東京市日本橋區
本石町二丁目
電話本局一六九八番
杉本書店
振替口座東京五六一三番

長岡市表四ノ町
電話長岡一八番
目 黑十郎
振替口座東京三六一九番

長野市大門町
電話長野二四番
西澤本店
振替口座東京一〇七〇番

第一燈年奇組

官道守夫





広島大学図書

2500028556



文庫
16
2556

375
M